## 【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長【提出日】2024年2月29日

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 堤 健朗

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【事務連絡者氏名】 法務部 山﨑 誠吾

【電話番号】 03 - 6437 - 6000

【届出の対象とした募集(売 netWIN GSテクノロジー株式ファンド Aコース(為替ヘッジあり) 出)内国投資信託受益証券 netWIN GSテクノロジー株式ファンド Bコース(為替ヘッジなし)

に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売 それぞれ1兆円を上限とします。

出)内国投資信託受益証券

の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

#### (1)【ファンドの名称】

netWIN GSテクノロジー株式ファンド Aコース(為替ヘッジあり)

netWIN GSテクノロジー株式ファンド Bコース(為替ヘッジなし)

(以下、総称して「本ファンド」またはそれぞれを「各コース」といい、必要に応じて以下の通り読み替えます。)

正式名称	本書における表記
netWIN GSテクノロジー株式ファンド Aコース(為替ヘッジあり)	Aコース
netWIN GSテクノロジー株式ファンド Bコース(為替ヘッジなし)	Bコース

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「委託会社」または「当社」といいます。)を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。)に基づく追加型証券投資信託です。

AコースおよびBコースはいずれも、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

#### (3)【発行(売出)価額の総額】

各コースにつき、1兆円\*を上限とします。

\* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額です(1万口当たり)。

(なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は含まれません。)

ただし、自動けいぞく投資契約(販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)に基づいて収益分配金 を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 ( 6437 ) 6000 ( 受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで )

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「ネットA」および「ネットB」)。

\* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

#### (5)【申込手数料】

3.3%(税抜3%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料 は、お申込時にご負担いただきます。

スイッチング(乗換え)については、販売会社にお問い合わせください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金(解約)されるコースに対して換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。詳しくは、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

#### (6)【申込単位】

販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等\*を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとします。

\* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社にご確認ください。

#### (7)【申込期間】

2024年3月1日から2024年8月30日まで

(注) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社(委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)(以下「販売会社」と総称します。)において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 ( 6437 ) 6000 ( 受付時間: 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで )

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

#### (9)【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

## (11)【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12)【その他】

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、 受益証券は発行されません。

確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、netWINテクノロジー株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主としてテクノロジーの発展により恩恵を受ける米国企業の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	独立区分	補足分類
		(収益の源泉)		
単位型	国内	株 式	MMF	インデックス型
追加型	海 外	債 券	MRF	特殊型
	内 外	不動産投信	ETF	
		その他資産		
		( )		
		資産複合		

(注)本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 海外・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー	< Aコース >	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	( )	ファンド	あり(フルヘッジ)	TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	日本	ファンド・	< B コース >	その他	ロング・ショート型
中小型株	年6回	北米	オブ・ファ	なし	( )	絶対収益追求型
債券	(隔月)	欧州	ンズ			その他
一般	年12回	アジア				( )
公債	(毎月)	オセアニア				
社債	日々	中南米				
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット属性	( )	中近東				
( )		(中東)				
不動産投信		エマージング				
その他資産						
(投資信託証券						
(株式))						
資産複合						
( )						
資産配分固定型						
資産配分変更型						

(注)本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対 するヘッジの有無を記載しています。

その他資産(投資信託証券(株式))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいい ます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除 く。)を投資対象として投資するものをいいます。

< A コース > 為替へッジあり(フルヘッジ)・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

<Bコース>為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。 上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般 社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「netWIN」ということがあります。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。

本ファンドは、「GSフューチャー・テクノロジー・リーダーズ Aコース(限定為替ヘッジ)/Bコース (為替ヘッジなし)」(愛称:nextWIN)とは別のファンドであり、投資対象等が異なります。また、本ファンドと同じ名称の外国投資信託とも別のファンドです。ファンドの性格をよくご理解いただいたうえでご投資ください。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2.ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c.受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、各コース金1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

#### <ファンドのポイント>

- 1. 主にテクノロジーの発展により恩恵を受ける米国企業の株式に投資します。
- 2.「よりよい投資収益は、長期にわたって成長性の高い事業へ投資することにより獲得される」との投資哲学のもと、個別銘柄の分析を重視したボトム・アップ手法により銘柄選択を行います。
- 3. A コース(為替ヘッジあり)、B コース(為替ヘッジなし)の選択が可能です。

主要な投資対象とする米国企業には、メディア、テレコミュニケーション、テクノロジー、サービス等のセクターにおいて、インフラ、コンテンツ、サービス等を提供する企業を含みます。

A コースは、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨と円の短期金利の差が目安となり、円の短期金利のほうが低い場合この金利差分、収益が低下します。 B コースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

販売会社によっては、いずれかのコースのみのお取扱いとなる場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(投資顧問会社。以下「GSAMニューヨーク」といいます。)に委託します。GSAMニューヨークは運用の権限の委託を受けて、株式の運用を行います。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

マザーファンドは、市場にて取引されている米国株式に主として投資しますが、信託財産の約25%を上限として米国以外の株式(エマージング諸国のマーケットの株式や米ドル建て以外の通貨建ての株式を含みます。)に投資することがあります。

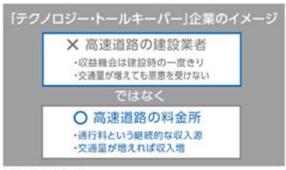
#### < 銘柄選択のポイント>

本ファンドでは、主に米国を中心とした「テクノロジー・トールキーパー」企業など、テクノロジーを活用することで、コスト構造、収益性、競争優位性の改善や維持が期待できる企業や、ビジネス・モデルの継続性が期待できる企業の株式に投資します。

#### 「テクノロジー・トールキーパー」企業

本ファンドでは、テクノロジー業界において、高速道路などの「料金所」のように「交通量」(=売上げ数量)の増加や「通行料」(=価格)の値上げによって収益を上げることのできる企業を「テクノロジー・トールキーパー」企業と呼びます。



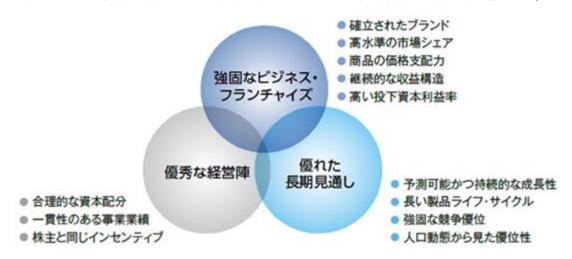


上記はイメージです。

「テクノロジー・トールキーパー」は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

## 銘柄選択のポイント

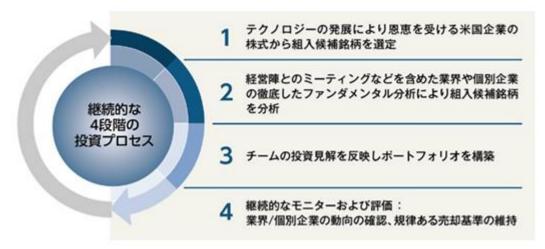
本ファンドでは、持続可能かつ継続的な収益拡大が見込める企業に着目して銘柄選択を行います。



上記は、持続可能かつ継続的な収益拡大が見込める企業についての一般的な特徴をまとめたものであり、必ずしもすべての組入銘 柄にあてはまるものではありません。

#### <ファンドの運用>

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループの米国株式運用チームが主に担当し、以下の継続的な投資プロセスに従って運用を行います。



上記の投資プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また、上記の投資プロセスは変更される場合があります。

#### (2)【ファンドの沿革】

1999年11月29日 本ファンドおよびマザーファンドの信託設定日であり、同日より運用を開始しました。 2020年2月29日 本ファンドおよびマザーファンドについて下記の信託約款の変更を行いました。

#### 運用の基本方針

本ファンドの主要投資対象であるインターネット関連企業を取り巻く環境が大きく変化してきていることに 対応するため、インターネットよりも包括的な概念であるテクノロジーという枠組みで運用の基本方針を組 み替え、わかりやすい文言に変更

#### 名称

上記 の運用の基本方針の変更に伴いファンド名称を変更(以下は旧名称)

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド Aコース(為替ヘッジあり)

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド Bコース ( 為替ヘッジなし )

netWIN インターネット戦略マザーファンド

#### 信託財産留保額

一部解約時の信託財産留保額(基準価額の0.3%)を廃止

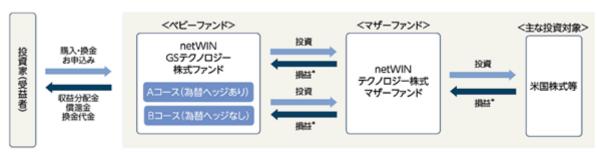
#### 適用する信託法

信託法(平成18年法律第108号)の適用を受けるものへ変更

#### (3)【ファンドの仕組み】

#### 1.ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



\*損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

#### 2.ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金(信託財産といいます。)の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b.投資顧問会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー)

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)に基づき、委託会社より株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

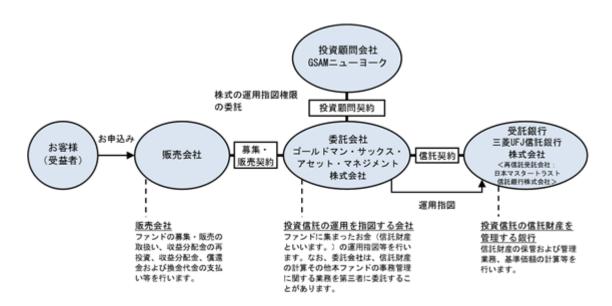
c.受託会社(三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託銀行」といいます。))

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

#### d . 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書(以下「募集・販売契約」といいます。)に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。



#### <ご参考>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)とは

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用部門であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(GSAM)は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2023年6月末現在、

グループ全体で2兆4,573億米ドル(約356兆円\*)の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2023年6月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=144.99円)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

#### 委託会社等の概況

#### a . 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です(本書提出日現在)。

#### b . 沿革

1996年 2 月 6 日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の 全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サック ス・アセット・マネジメント株式会社に変更

2023年7月1日 NNインベストメント・パートナーズ株式会社と合併

## c . 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率
ゴールドマン・サックス・アセット・	アメリカ合衆国ニューヨーク州		
マネジメント・インターナショナル・	ニューヨーク市ウェスト・ストリート	6,400	100
ホールディングス・エルエルシー	200番地		

#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

#### a . 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長をめざして運用を行います。

#### b. 本ファンドの運用方針

- ・ 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます(ただし、投資 環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。)。
- ・ Aコースでは、実質外貨建資産<sup>\*</sup>については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、Bコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。
- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。
- \* 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属する とみなした額(本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額をいいます。

#### c . マザーファンドの運用方針

- ・ 信託財産は、主として米国の株式に投資し、株式への投資割合は、原則として高位に保ちます。
- ・ テクノロジー(インターネットを含みます。以下同じ。)の発展により恩恵を受ける米国企業の株式を主要な投資対象とします。これらの企業には、メディア、テレコミュニケーション、テクノロジー、サービスセクターにおいて、インフラ、コンテンツ、サービス等を提供する企業を含みます。
- ・ テクノロジーを活用することで、コスト構造、収益性、競争優位の改善や維持が期待できる企業や、ビジネス・モデルの継続性が期待できる企業の株式でポートフォリオを構築します。
- ・ 市場にて取引されている米国株式に主として投資しますが、信託財産の約25%を上限として米国以外の株式 (エマージング諸国のマーケットの株式や外貨建て株式を含みます。)に投資することがあります。また、 これら米ドル建て以外の外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と 判断した場合に行うことがあります。
- 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・	アメリカ合衆国	株式の運用(デ	別に定める取決めに基づく金額
アセット・マネジメント・	ニューヨーク州	リバティブ取引	が委託会社から原則として毎月
エル・ピー	ニューヨーク市	等に係る運用を	支払われるものとし、信託財産
( G S A Mニューヨーク )		含みます。)	からの直接的な支払いは行いま
			せん。

#### (2)【投資対象】

- (a) 投資の対象とする資産の種類 (信託約款第16条)
  - この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。) イ.有価証券
    - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限ります。)

#### 八. 金銭債権

- 二.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

#### イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券(信託約款第17条第1項)

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 . 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券)といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい ます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で 定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引 法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権 証券
- 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 17.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 18. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- 22. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

23. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものおよび15.の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、14.および15.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第17条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1.ないし6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

- 1.信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2.信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 3.信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
- 4.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
- 5.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること。
- 6.信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避 するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすること。
- 7.信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
- 8.信託財産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

## (3)【運用体制】

#### a . 組織

本ファンドおよびマザーファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのファンダメンタル株式運用グループの米国株式運用チームが主に担当します。米国株式運用チームは、グローバルでセクター毎の運用チームを構成しており、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図っています。

## 米国株式運用チーム

豊富な実務経験を有する人材で構成されています。また、優良企業への長期的な投資という一貫した投資哲学のもと、チーム体制による運用を行っています。



## リスク管理専任部門

リスク管理専任部門では、運用チームと独立 した立場で、運用チームにより構築されたポ ジションのリスク水準をモニタリングし、各 運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に 報告します。

- (注1)リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。
- (注2)上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)。

#### c . 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等(ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、 緊急時対応策の策定・検証などを行います。

#### (4)【分配方針】

年2回決算を行い、毎計算期末(毎年5月30日および11月30日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が元本を下回る場合においても分配を行う場合があります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を 行います。

一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して 5 営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後無手数料で全額自動的に再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

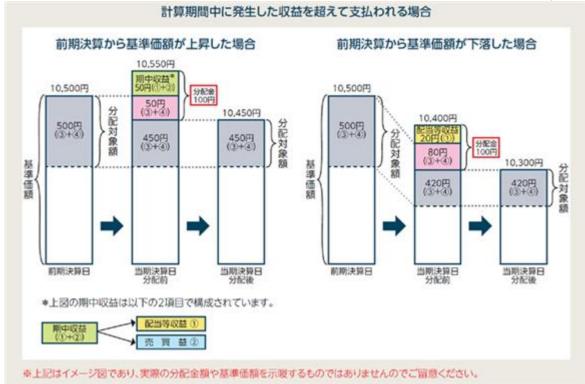
自動けいぞく投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止 することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

#### < 収益分配金に関わる留意点 >

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファン ドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、 経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を 含む売買益 分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益) 収益調整金(信託の追加設定の際、追 加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。



上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの 基準価額が減価することに十分ご留意ください。

#### (5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

- (a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
  - 1.株式への実質投資割合には制限を設けません。
  - 2.外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
  - 3. デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
  - 4 . 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20% 以下とします。
  - 5.同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産 総額の5%以下とします。
  - 6.投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の5%以下とします。
  - 7. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
  - 8.一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
  - \* 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。
- (b) 信託約款上のその他の投資制限
  - 1.投資する株式等の範囲(信託約款第22条)

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に 上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株 式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株 引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2.信用取引の指図および範囲(信託約款第23条)

信用取引の指図は、売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

3 . 有価証券の空売りの指図および範囲(信託約款第24条)

信託財産において有しない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 有価証券の借入れの指図および範囲(信託約款第25条)

有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

5. 先物取引等の運用指図(信託約款第26条)

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引(選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ))
- ・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および 先物オプション取引
- ・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれ らの取引と類似の取引
- 6.スワップ取引の運用指図(信託約款第27条)

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは担保の受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図(信託約款第28条)

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則 として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が 可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第29条)

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を 超えないものとします。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財 産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9.特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第30条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

10.外国為替予約の運用指図(信託約款第31条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### 11. 資金の借入れ(信託約款第37条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)。

#### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意ください。

#### (a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動 します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証 されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産 に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものがあげられます。

1.株式投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

本ファンドは、米国の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等のさまざまなリスクが伴うことになります。

本ファンドの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特にテクノロジー関連企業等の株式の下降局面では本ファンドの基準価額は大きく下落する可能性が大きいと考えられます。また、本ファンドは、一定の業種に対して大きな比重をおいて投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティが高く大きなリスクがあると考えられます。

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

#### 2. 為替変動リスク

本ファンドは、外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わないBコースでは為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。Aコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります(ヘッジ・コストは、為替ヘッジを行う通貨と円の短期金利の差が目安となり、円の短期金利の方が低い場合、この金利差分、収益が低下します。)。

#### 3.カントリー・リスク

一般に、株式への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等さまざまな要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、特定の国の株式への投資により予想に反して損失を被り、本ファンドの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。

#### 4.流動性リスク

本ファンドは、流動性の低い株式に投資する場合があります。そのような株式については、流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があります。

#### 5.取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

## 6.市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

#### (b) 流動性リスクに関わる留意点

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性もあります。なお、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

#### (c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

#### (d) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

#### (e) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、A、B各コースについて、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、各信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、各信託を終了させることができます。繰上償還された場合には、申込手数料は返還されません。

#### (f) 外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当(および同様の支払い)の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象とならない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

#### <外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)について>

外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)(以下「FATCA」といいます。)として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する(i)2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、(ii)2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および(iii)2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い(またはその一部)は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定(以下「日米政府間協定」といいます。)を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約(以下「FFI契約」といいます。)を締結する必要があります。

- 1.受益者が「特定米国人」(すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人)および(一定の場合)特定米国人により所有される非米国人(以下「米国所有外国事業体」といいます。)に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
- 2 . FATCAを遵守していない受益者の情報(まとめて)、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報 を1年に一度IRSに報告すること
- 3.特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから 報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座 情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること

本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体であ

る受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点 法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

#### (h) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

#### (2)投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等 (ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。)に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や 流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

- (注1)リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することを目指したものであり、必ずしもリスクの低減を 目的とするものではありません。
- (注2)上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### (3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

#### Aコース(為替ヘッジあり)

### 本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



## 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



#### Bコース(為替ヘッジなし)

# 本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率 を表示したものです。

# 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

#### 各資産クラスの指数

日 本 株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ ダイバーシファイド(円ベース)

東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。 MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます。)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます。)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。 NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 JPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

(a)3.3%(税抜3%)を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせいただくか、申込手数料を記載した書面等をご覧ください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

申込手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに申込みに関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。

(b) スイッチング(乗換え)については、販売会社にお問い合わせください。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様にスイッチングにより換金(解約)されるコースに対し、換金にかかる税金が差引かれることにつきご留意ください。詳しくは、後記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

#### (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)請求には手数料はかかりません。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率2.09%(税抜1.9%)を乗じて得た額とし、支払先の配分および役務の内容は以下のとおりです。販売会社間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	役務の内容	販売会社の取扱い	に係る純資産総額
又払元	技術の内合	100億円未満の部分	100億円以上の部分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運 用報告書等の作成等	年率1.1% (税抜1%)	年率0.88% (税抜0.8%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各 種書類の送付、分配金・換金代金・ 償還金の支払い業務等	年率0.88% (税抜0.8%)	年率1.1% (税抜1%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社か らの指図の実行等	年率0.11% (税抜0.1%)	年率0.11% (税抜0.1%)

「販売会社の取扱いにかかる純資産総額」とは、AコースおよびBコースの信託財産の純資産総額の合計額のうち、当該販売会社の取扱いに係る金額をいいます。

なお、委託会社の報酬には投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託 財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会 社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支 払われます。

#### (4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありませh。)。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c)借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。)

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

#### (5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が 改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等 にご確認されることをお勧めします。

## 個人の受益者の場合\*1

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315% <sup>* 2</sup>
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315% <sup>*2</sup>
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315% <sup>* 2</sup>

- \*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。
- \* 2 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

元本払戻金(特別分配金)は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が軽減される場合があります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

また、確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の適用対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度(NISA)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の 条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### <個別元本について>

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいい、税法上の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払 戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別 分配金)」については、下記の〈収益分配金の課税について〉をご覧ください。)

#### < 収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金 (特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払 戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20% (所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税(配当控除の適用なし)または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。 収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限り ます。)、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等な らびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が 可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315%(所得税15.315%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

#### < 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:20.315%(所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および譲渡所得等ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され 法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

・2014年1月1日以後2037年12月31日まで:15.315%(所得税15.315%)

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

<netWIN GSテクノロジー株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)>

(2023年11月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	157,672,034,216	97.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,419,136,082	2.73
合計(純資産総額)	-	162,091,170,298	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<netWIN GSテクノロジー株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)>

(2023年11月30日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	854,899,946,966	99.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,923,206,670	0.46
合計(純資産総額)	-	858,823,153,636	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 参考情報

<netWINテクノロジー株式マザーファンド>

(2023年11月30日現在)

	-	
国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
アメリカ	903,878,817,349	88.67
イギリス	11,244,699,081	1.10
オランダ	17,352,044,695	1.70
アイルランド	19,310,088,914	1.89
小計	951,785,650,039	93.37
アメリカ	49,687,996,640	4.87
-	17,894,862,082	1.76
-	1,019,368,508,761	100.00
	アメリカ イギリス オランダ アイルランド 小 計	アメリカ 903,878,817,349 イギリス 11,244,699,081 オランダ 17,352,044,695 アイルランド 19,310,088,914 小 計 951,785,650,039 アメリカ 49,687,996,640 - 17,894,862,082

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

<netWIN GSテクノロジー株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)>

(2023年11月30日現在)

順	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	netWINテクノロジー株式マザーファンド	18,852,849,260	6.9879	131,741,825,344	8.3633	157,672,034,216	97.27

## 種類別及び業種別投資比率 (2023年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.27
合計	97.27

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## <netWIN GSテクノロジー株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)>

(2023年11月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1		親投資信託 受益証券	netWINテクノロジー株式マザーファンド	102,220,409,045	6.9875	714,265,108,202	8.3633	854,899,946,966	99.54

## 種類別及び業種別投資比率 (2023年11月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.54
合計	99.54

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 参考情報

<netWINテクノロジー株式マザーファンド>

(2023年11月30日現在)

							(2023年11月30日	1176111 /		
順位	国 / 地域	種類	   銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	1,709,848	48,958.13	83,710,964,597	55,717.46	95,268,403,790	9.35
2	アメ リカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・ サービス流通・ 小売り	4,090,773	17,664.57	72,261,777,511	21,519.28	88,030,499,421	8.64
3	アメ リカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	4,271,870	18,446.99	78,803,143,599	20,060.34	85,695,198,811	8.41
4	アメ リカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体 製造装置	783,712	57,277.88	44,889,363,615	70,799.49	55,486,416,177	5.44
5	アメ リカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	933,045	33,092.22	30,876,531,064	37,389.60	34,886,185,024	3.42
6	アメ リカ	株式	MARVELL TECHNOLOGY INC	半導体・半導体 製造装置	4,140,871	9,634.55	39,895,452,296	8,250.62	34,164,782,076	3.35
7	アメ リカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	1,158,362	25,800.49	29,886,307,313	27,850.64	32,261,129,886	3.16
8	アメ リカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・ サービス	328,498	61,091.40	20,068,405,115	90,799.54	29,827,469,689	2.93
9	アメ リカ	投資 証券	EQUINIX INC	-	248,197	107,236.09	26,615,675,953	118,878.15	29,505,200,617	2.89
10	アメ リカ	株式	KLA CORP	半導体・半導体 製造装置	360,746	67,827.21	24,468,395,890	80,016.37	28,865,587,180	2.83
11	アメ リカ	株式	WORKDAY INC- CLASS A	ソフトウェア・ サービス	744,447	31,777.41	23,656,601,190	38,751.47	28,848,418,788	2.83
12	アメ リカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・半導体 製造装置	1,259,044	25,006.31	31,484,047,211	22,531.12	28,367,676,485	2.78
13	アメ リカ	株式	INTUIT INC	ソフトウェア・ サービス	332,833	61,538.50	20,482,043,604	84,893.21	28,255,263,794	2.77
14	アメ リカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・ サービス	759,159	31,665.64	24,039,256,888	33,877.57	25,718,465,580	2.52
15	アメ リカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・ サービス	1,439,881	15,551.18	22,391,851,201	17,091.00	24,609,012,938	2.41
16	アメ リカ	株式	HUBSPOT INC	ソフトウェア・ サービス	309,871	71,840.75	22,261,366,159	73,023.19	22,627,770,892	2.22
17	アメ リカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体 製造装置	1,239,469	14,473.15	17,939,031,541	18,214.61	22,576,456,217	2.21
18	アメ リカ	株式	DATADOG INC - CLASS A	ソフトウェア・ サービス	1,266,062	13,620.15	17,243,957,767	17,155.71	21,720,199,477	2.13
19	アメ リカ	株式	PALO ALTO NETWORKS INC	ソフトウェア・ サービス	496,613	31,134.71	15,461,906,206	42,489.99	21,101,083,241	2.07
20	アメ リカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・半導体 製造装置	921,741	20,347.13	18,754,788,101	21,966.37	20,247,308,643	1.99
21	アメ リカ	投資 証券	AMERICAN TOWER CORP	-	665,596	26,793.21	17,833,455,134	30,322.89	20,182,796,023	1.98
22	アメ リカ	株式	AUTODESK INC	ソフトウェア・ サービス	638,875	32,055.37	20,479,379,109	31,450.91	20,093,206,196	1.97
23	アメ リカ	株式	ZSCALER INC	ソフトウェア・ サービス	674,551	20,338.31	13,719,227,552	29,390.46	19,825,370,120	1.94
24	アイ ルラ ンド	株式	ACCENTURE PLC- CL A	ソフトウェア・ サービス	393,888	44,650.45	17,587,277,237	49,024.31	19,310,088,914	1.89
25	オラ ンダ	株式	ASML HOLDING NV-NY REG SHS	半導体・半導体 製造装置	171,587	104,382.93	17,910,754,239	101,126.80	17,352,044,695	1.70
26	アメ リカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	286,192	55,058.59	15,757,329,678	60,272.22	17,249,429,304	1.69
27	アメ リカ	株式	PAYPAL HOLDINGS INC	金融サービス	1,985,818	8,856.55	17,587,507,131	8,525.64	16,930,385,061	1.66
28	アメ リカ	株式	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	金融サービス	1,930,272	8,290.33	16,002,603,259	8,556.53	16,516,435,295	1.62

(2023年11月30日現在)

_										(2020   117,300	170111
	順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
	29	アメリカ	株式	MOTOROLA SOLUTIONS INC	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	330,075	41,851.70	13,814,203,145	46,921.21	15,487,519,315	1.52
	30	アメ リカ	株式	SNAP INC - A	メディア・娯楽	7,943,760	1,479.52	11,752,985,159	1,908.96	15,164,388,406	1.49

## 種類別及び業種別投資比率

(2023年11月30日現在)

		NV ZT	In smill —
種類	国内 / 外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	メディア・娯楽	9.89
		一般消費財・サービス流通・小売り	10.03
		金融サービス	8.40
		ソフトウェア・サービス	37.83
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.80
		半導体・半導体製造装置	21.42
投資証券	外国	-	4.87
合計			98.24

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

< netWIN GSテクノロジー株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)> (2023年11月30日現在)

該当事項はありません。

< netWIN GSテクノロジー株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)> (2023年11月30日現在) 該当事項はありません。

#### 参考情報

< netWINテクノロジー株式マザーファンド > ( 2023年11月30日現在 ) 該当事項はありません。

EDINET提出書類

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

【その他投資資産の主要なもの】

<netWIN GSテクノロジー株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)>

(2023年11月30日現在)

該当事項はありません。

<netWIN GSテクノロジー株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)>

(2023年11月30日現在)

該当事項はありません。

#### 参考情報

<netWINテクノロジー株式マザーファンド>

(2023年11月30日現在)

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

<netWIN GSテクノロジー株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)>

2023年11月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額(円) (分配落)	1口当たり純 資産額(円) (分配付)
第29計算期間末 (2014年 5 月30日 )	4,049	4,049	0.7723	0.7723
第30計算期間末 (2014年12月1日)	4,217	4,217	0.8561	0.8561
第31計算期間末(2015年6月1日)	3,835	3,835	0.8794	0.8794
第32計算期間末(2015年11月30日)	3,887	3,887	0.9221	0.9221
第33計算期間末 (2016年 5 月30日 )	5,012	5,012	0.9025	0.9025
第34計算期間末 (2016年11月30日)	13,494	13,494	0.9566	0.9566
第35計算期間末 (2017年 5 月30日 )	33,027	34,540	1.0921	1.1421
第36計算期間末 (2017年11月30日)	45,335	47,296	1.1558	1.2058
第37計算期間末 (2018年 5 月30日 )	62,410	64,959	1.2241	1.2741
第38計算期間末 (2018年11月30日)	109,391	114,262	1.1230	1.1730
第39計算期間末 (2019年 5 月30日 )	107,440	111,991	1.1804	1.2304
第40計算期間末 (2019年12月2日)	109,357	113,745	1.2460	1.2960
第41計算期間末 (2020年 6 月 1 日 )	137,980	142,982	1.3795	1.4295
第42計算期間末(2020年11月30日)	210,462	216,814	1.6566	1.7066
第43計算期間末 (2021年 5 月31日 )	211,900	217,934	1.7559	1.8059
第44計算期間末(2021年11月30日)	222,212	227,924	1.9449	1.9949
第45計算期間末 (2022年 5 月30日 )	154,072	159,849	1.3335	1.3835
第46計算期間末(2022年11月30日)	131,358	137,430	1.0815	1.1315
第47計算期間末 (2023年 5 月30日 )	158,922	165,172	1.2713	1.3213
第48計算期間末(2023年11月30日)	162,091	168,135	1.3407	1.3907
2022年11月末日	131,358	-	1.0815	-
12月末日	129,637	-	1.0368	-
2023年 1 月末日	141,111	-	1.1333	-
2月末日	141,275	-	1.1271	-
3月末日	149,113	1	1.1904	-
4月末日	149,340	-	1.1901	-
5月末日	162,833	-	1.2750	-
6月末日	166,333	-	1.3083	-
7月末日	172,717	-	1.3672	-
8月末日	167,640	-	1.3398	-
9月末日	154,332	-	1.2468	-
10月末日	147,669	-	1.2079	-
11月末日	162,091	-	1.3407	-

<sup>(</sup>注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<netWIN GSテクノロジー株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)>

2023年11月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純 資産額(円) (分配落)	1口当たり純 資産額(円) (分配付)
第29計算期間末(2014年5月30日)	20,197	20,197	1.0128	1.0128
第30計算期間末 (2014年12月1日)	15,900	16,703	1.2483	1.3113
第31計算期間末(2015年6月1日)	16,937	17,786	1.2771	1.3411
第32計算期間末 (2015年11月30日)	18,740	19,697	1.2537	1.3177
第33計算期間末 (2016年 5 月30日 )	24,955	25,438	1.0860	1.1070
第34計算期間末 (2016年11月30日)	32,323	33,968	1.1201	1.1771
第35計算期間末 (2017年 5 月30日 )	55,375	58,166	1.2697	1.3337
第36計算期間末 (2017年11月30日)	87,808	91,008	1.3717	1.4217
第37計算期間末 (2018年 5 月30日 )	119,819	123,992	1.4354	1.4854
第38計算期間末 (2018年11月30日)	253,269	262,276	1.4060	1.4560
第39計算期間末 (2019年 5 月30日 )	283,952	293,669	1.4612	1.5112
第40計算期間末 (2019年12月2日)	339,218	349,992	1.5742	1.6242
第41計算期間末 (2020年6月1日)	432,489	444,936	1.7374	1.7874
第42計算期間末(2020年11月30日)	624,648	640,042	2.0289	2.0789
第43計算期間末 (2021年 5 月31日 )	669,749	684,353	2.2932	2.3432
第44計算期間末(2021年11月30日)	789,397	804,301	2.6484	2.6984
第45計算期間末 (2022年 5 月30日 )	672,012	688,205	2.0750	2.1250
第46計算期間末(2022年11月30日)	629,286	645,618	1.9265	1.9765
第47計算期間末 (2023年 5 月30日 )	774,079	790,289	2.3877	2.4377
第48計算期間末(2023年11月30日)	858,823	874,281	2.7779	2.8279
2022年11月末日	629,286	-	1.9265	-
12月末日	581,844	-	1.7678	-
2023年 1 月末日	628,879	-	1.9164	-
2月末日	654,817	-	1.9979	-
3月末日	679,807	-	2.0765	-
4月末日	682,637	-	2.0936	-
5月末日	781,178	-	2.3862	-
6月末日	822,234	-	2.5513	-
7月末日	831,282	-	2.6050	-
8月末日	845,821	-	2.6672	-
9月末日	803,422	-	2.5519	-
10月末日	776,634	-	2.4829	-
11月末日	858,823	-	2.7779	-

<sup>(</sup>注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 【分配の推移】

## <netWIN GSテクノロジー株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)>

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第29計算期間	2013年12月 3 日~2014年 5 月30日	0.0000
第30計算期間	2014年 5月31日~2014年12月 1日	0.0000
第31計算期間	2014年12月 2 日 ~ 2015年 6 月 1 日	0.0000
第32計算期間	2015年6月2日~2015年11月30日	0.0000
第33計算期間	2015年12月 1 日~2016年 5 月30日	0.0000
第34計算期間	2016年 5月31日~2016年11月30日	0.0000
第35計算期間	2016年12月 1 日~2017年 5 月30日	0.0500
第36計算期間	2017年 5月31日~2017年11月30日	0.0500
第37計算期間	2017年12月 1 日~2018年 5 月30日	0.0500
第38計算期間	2018年 5月31日~2018年11月30日	0.0500
第39計算期間	2018年12月 1 日~2019年 5 月30日	0.0500
第40計算期間	2019年 5月31日~2019年12月 2日	0.0500
第41計算期間	2019年12月3日~2020年6月1日	0.0500
第42計算期間	2020年6月2日~2020年11月30日	0.0500
第43計算期間	2020年12月 1 日 ~ 2021年 5 月31日	0.0500
第44計算期間	2021年6月1日~2021年11月30日	0.0500
第45計算期間	2021年12月1日~2022年5月30日	0.0500
第46計算期間	2022年 5月31日~2022年11月30日	0.0500
第47計算期間	2022年12月 1 日 ~ 2023年 5 月30日	0.0500
第48計算期間	2023年 5月31日~2023年11月30日	0.0500

## <netWIN GSテクノロジー株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)>

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第29計算期間	2013年12月 3 日~2014年 5 月30日	0.0000
第30計算期間	2014年 5月31日~2014年12月 1日	0.0630
第31計算期間	2014年12月2日~2015年6月1日	0.0640
第32計算期間	2015年6月2日~2015年11月30日	0.0640
第33計算期間	2015年12月 1 日~2016年 5 月30日	0.0210
第34計算期間	2016年 5月31日~2016年11月30日	0.0570
第35計算期間	2016年12月 1 日~2017年 5 月30日	0.0640
第36計算期間	2017年 5月31日~2017年11月30日	0.0500
第37計算期間	2017年12月 1 日~2018年 5 月30日	0.0500
第38計算期間	2018年 5月31日~2018年11月30日	0.0500
第39計算期間	2018年12月 1 日 ~ 2019年 5 月30日	0.0500
第40計算期間	2019年 5月31日~2019年12月 2日	0.0500
第41計算期間	2019年12月3日~2020年6月1日	0.0500
第42計算期間	2020年6月2日~2020年11月30日	0.0500
第43計算期間	2020年12月1日~2021年5月31日	0.0500
第44計算期間	2021年6月1日~2021年11月30日	0.0500
第45計算期間	2021年12月 1 日 ~ 2022年 5 月30日	0.0500
第46計算期間	2022年 5月31日~2022年11月30日	0.0500
第47計算期間	2022年12月 1 日 ~ 2023年 5 月30日	0.0500
第48計算期間	2023年 5月31日~2023年11月30日	0.0500

## 【収益率の推移】

<netWIN GSテクノロジー株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)>

期	期間	収益率(%)
第29計算期間	2013年12月3日~2014年5月30日	4.2
第30計算期間	2014年 5 月31日 ~ 2014年12月 1 日	10.9
第31計算期間	2014年12月 2 日 ~ 2015年 6 月 1 日	2.7
第32計算期間	2015年 6 月 2 日 ~ 2015年11月30日	4.9
第33計算期間	2015年12月 1 日~2016年 5 月30日	2.1
第34計算期間	2016年 5月31日~2016年11月30日	6.0
第35計算期間	2016年12月 1 日 ~ 2017年 5 月30日	19.4
第36計算期間	2017年 5 月31日 ~ 2017年11月30日	10.4
第37計算期間	2017年12月 1 日 ~ 2018年 5 月30日	10.2
第38計算期間	2018年 5 月31日 ~ 2018年11月30日	4.2
第39計算期間	2018年12月 1 日 ~ 2019年 5 月30日	9.6
第40計算期間	2019年 5月31日~2019年12月 2日	9.8
第41計算期間	2019年12月3日~2020年6月1日	14.7
第42計算期間	2020年6月2日~2020年11月30日	23.7
第43計算期間	2020年12月1日~2021年5月31日	9.0
第44計算期間	2021年6月1日~2021年11月30日	13.6
第45計算期間	2021年12月1日~2022年5月30日	28.9
第46計算期間	2022年 5 月31日 ~ 2022年11月30日	15.1
第47計算期間	2022年12月 1 日 ~ 2023年 5 月30日	22.2
第48計算期間	2023年 5 月31日 ~ 2023年11月30日	9.4

# <netWIN GSテクノロジー株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)>

期	期間	収益率(%)
第29計算期間	2013年12月 3 日 ~ 2014年 5 月30日	3.5
第30計算期間	2014年 5月31日~2014年12月 1日	29.5
第31計算期間	2014年12月2日~2015年6月1日	7.4
第32計算期間	2015年6月2日~2015年11月30日	3.2
第33計算期間	2015年12月 1 日~2016年 5 月30日	11.7
第34計算期間	2016年 5月31日~2016年11月30日	8.4
第35計算期間	2016年12月 1 日 ~ 2017年 5 月30日	19.1
第36計算期間	2017年 5月31日~2017年11月30日	12.0
第37計算期間	2017年12月 1 日 ~ 2018年 5 月30日	8.3
第38計算期間	2018年 5月31日~2018年11月30日	1.4
第39計算期間	2018年12月 1 日 ~ 2019年 5 月30日	7.5
第40計算期間	2019年 5月31日~2019年12月 2日	11.2
第41計算期間	2019年12月3日~2020年6月1日	13.5
第42計算期間	2020年6月2日~2020年11月30日	19.7
第43計算期間	2020年12月1日~2021年5月31日	15.5
第44計算期間	2021年6月1日~2021年11月30日	17.7
第45計算期間	2021年12月1日~2022年5月30日	19.8
第46計算期間	2022年 5月31日~2022年11月30日	4.7
第47計算期間	2022年12月1日~2023年5月30日	26.5
第48計算期間	2023年 5 月31日 ~ 2023年11月30日	18.4

## (4)【設定及び解約の実績】

<netWIN GSテクノロジー株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第29計算期間	2013年12月3日~2014年5月30日	290,161,012	998,583,732	5,243,752,044
第30計算期間	2014年5月31日~2014年12月1日	311,312,187	627,886,697	4,927,177,534
第31計算期間	2014年12月2日~2015年6月1日	190,442,055	756,325,683	4,361,293,906
第32計算期間	2015年6月2日~2015年11月30日	312,080,020	457,457,938	4,215,915,988
第33計算期間	2015年12月1日~2016年5月30日	1,592,703,202	255,181,481	5,553,437,709
第34計算期間	2016年5月31日~2016年11月30日	10,186,928,080	1,633,937,048	14,106,428,741
第35計算期間	2016年12月1日~2017年5月30日	21,892,357,778	5,756,724,014	30,242,062,505
第36計算期間	2017年 5 月31日 ~ 2017年11月30日	20,602,765,579	11,619,238,336	39,225,589,748
第37計算期間	2017年12月 1 日 ~ 2018年 5 月30日	25,065,229,326	13,304,532,651	50,986,286,423
第38計算期間	2018年5月31日~2018年11月30日	56,022,689,928	9,601,334,600	97,407,641,751
第39計算期間	2018年12月1日~2019年5月30日	14,059,253,103	20,449,140,493	91,017,754,361
第40計算期間	2019年5月31日~2019年12月2日	19,707,925,215	22,956,457,695	87,769,221,881
第41計算期間	2019年12月3日~2020年6月1日	33,727,817,515	21,471,837,592	100,025,201,804
第42計算期間	2020年6月2日~2020年11月30日	59,413,986,674	32,394,152,695	127,045,035,783
第43計算期間	2020年12月1日~2021年5月31日	24,328,798,703	30,694,092,457	120,679,742,029
第44計算期間	2021年6月1日~2021年11月30日	13,455,193,334	19,879,392,239	114,255,543,124
第45計算期間	2021年12月1日~2022年5月30日	13,201,125,851	11,912,702,182	115,543,966,793
第46計算期間	2022年5月31日~2022年11月30日	15,647,184,043	9,735,557,054	121,455,593,782
第47計算期間	2022年12月1日~2023年5月30日	14,610,695,556	11,060,844,853	125,005,444,485
第48計算期間	2023年 5 月31日 ~ 2023年11月30日	12,652,794,951	16,761,805,020	120,896,434,416

<netWIN GSテクノロジー株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第29計算期間	2013年12月3日~2014年5月30日	14,146,442,445	3,584,328,810	19,942,148,212
第30計算期間	2014年5月31日~2014年12月1日	5,366,042,732	12,570,436,760	12,737,754,184
第31計算期間	2014年12月2日~2015年6月1日	5,277,025,902	4,751,766,183	13,263,013,903
第32計算期間	2015年6月2日~2015年11月30日	4,881,909,323	3,197,041,351	14,947,881,875
第33計算期間	2015年12月1日~2016年5月30日	10,592,007,618	2,560,734,326	22,979,155,167
第34計算期間	2016年5月31日~2016年11月30日	9,965,542,705	4,087,001,904	28,857,695,968
第35計算期間	2016年12月1日~2017年5月30日	27,344,342,250	12,588,399,643	43,613,638,575
第36計算期間	2017年5月31日~2017年11月30日	35,484,408,312	15,084,895,038	64,013,151,849
第37計算期間	2017年12月1日~2018年5月30日	38,489,512,806	19,027,815,804	83,474,848,851
第38計算期間	2018年5月31日~2018年11月30日	117,912,582,910	21,258,081,683	180,129,350,078
第39計算期間	2018年12月1日~2019年5月30日	54,841,007,509	40,636,775,301	194,333,582,286
第40計算期間	2019年5月31日~2019年12月2日	59,466,287,211	38,310,951,161	215,488,918,336
第41計算期間	2019年12月3日~2020年6月1日	88,721,857,235	55,279,168,385	248,931,607,186
第42計算期間	2020年6月2日~2020年11月30日	137,478,576,713	78,528,412,921	307,881,770,978
第43計算期間	2020年12月1日~2021年5月31日	59,960,911,512	75,777,735,775	292,064,946,715
第44計算期間	2021年6月1日~2021年11月30日	59,705,024,107	53,698,647,191	298,071,323,631
第45計算期間	2021年12月1日~2022年5月30日	62,787,185,101	36,999,608,429	323,858,900,303
第46計算期間	2022年5月31日~2022年11月30日	33,026,396,552	30,245,752,852	326,639,544,003
第47計算期間	2022年12月1日~2023年5月30日	27,894,185,733	30,335,430,023	324,198,299,713
第48計算期間	2023年 5 月31日 ~ 2023年11月30日	42,092,663,130	57,126,192,878	309,164,769,965

#### (参考)運用実績

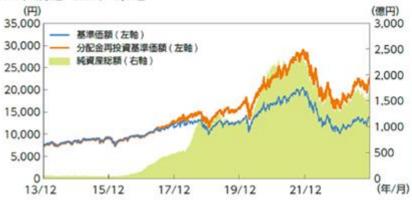
## 最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### Aコース(為替ヘッジあり)

## 基準価額・純資産の推移

2013年12月2日~2023年11月30日



### 2023年11月30日現在

#### 基準価額·純資産総額

基準価額	13,407円	
純資産総額	1,620.9億円	

## 期間別騰落率(分配金再投資)

1411-013 3000 LD -1- (1	13 mares 175 Let
期間	ファンド
1ヵ月	15.13%
3ヵ月	3,80%
6ヵ月	9.07%
1年	33.65%
3年	-0.09%
5年	70.58%
設定来	127.22%

- ◆分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- ●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

#### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	21/11/30	22/5/30	22/11/30	23/5/30	23/11/30	設定来累計
分配金	500円	500円	500円	500円	500円	7,000円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

### 組入上位銘柄

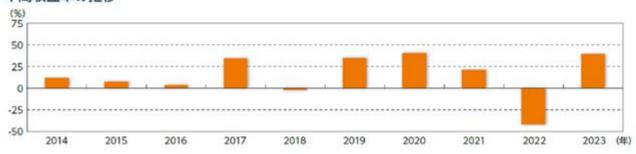
	銘柄名	業種(セクター)*	比率
1	マイクロソフト	情報技術	9.1%
2	アマゾン・ドット・コム	一般消費財・サービス	8.4%
3	アルファベット	コミュニケーション・サービス	8.2%
4	エヌビディア	情報技術	5.3%
5	ビザ	金融	3.3%
6	マーベル・テクノロジー	情報技術	3.3%
7	アップル	情報技術	3.1%
8	アドビ	情報技術	2.8%
9	エクイニクス	不動産	2.8%
10	KLAコーポレーション	情報技術	2.8%

## セクター\* 別構成比



※上記はマザーファンドの対純資産総額比です。計理処理上、 直近の追加設定が純資産総額に反映されないことなどの 理由により、現金等の数値がマイナスになる場合があり ます。

### 年間収益率の推移



- ◆本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- ●2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。

<sup>\*</sup>Global Industry Classification Standard(GICS®)(世界産業分類基準)のセクター分類を使用しています。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## 最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### Bコース(為替ヘッジなし)

## 基準価額・純資産の推移

2013年12月2日~2023年11月30日 (億円) 60,000 10,000 基準価額(左軸) 50,000 分配金再投资基準価額(左軸) 8,000 純資産総額(右軸) 40,000 6,000 30,000 4,000 20,000 2,000 10,000 0 0 17/12 19/12 21/12 (年/月) 13/12 15/12

### 2023年11月30日現在

## 基準価額·純資産総額

基準価額	27,779円		
純資産総額	8,588.2億円		

#### 期間別騰落率(分配金再投資)

HARD	ファンド
1ヵ月	13.90%
3ヵ月	6.03%
6カ月	18.51%
1年	49.86%
3年	55.65%
5年	152.65%
設定来	414.73%

- ◆分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- ●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

### 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	21/11/30	22/5/30	22/11/30	23/5/30	23/11/30	設定来累計
分配金	500円	500円	500円	500円	500円	9,830円

<sup>●</sup>運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況

### 組入上位銘柄

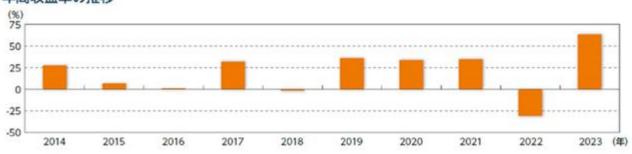
	銘柄名	業種(セクター)*	比率
1	マイクロソフト	情報技術	9.3%
2	アマゾン・ドット・コム	一般消費財・サービス	8.6%
3	アルファベット	コミュニケーション・サービス	8.4%
4	エヌビディア	情報技術	5.4%
5	ピザ	金融	3.4%
6	マーベル・テクノロジー	情報技術	3.3%
7	アップル	情報技術	3.2%
8	アドビ	情報技術	2.9%
9	エクイニクス	不動産	2.9%
10	KLAコーポレーション	情報技術	2.8%

### セクター\* 別構成比



※上記はマザーファンドの対純資産総額比です。計理処理上、 直近の追加設定が純資産総額に反映されないことなどの 理由により、現金等の数値がマイナスになる場合があり ます。

### 年間収益率の推移



- ●本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。
- ●2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。
- 本ファンドにベンチマークはありません。

<sup>\*</sup>Global Industry Classification Standard(GICS®)(世界産業分類基準)のセクター分類を使用しています。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付のお申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日<sup>\*1</sup>受付けます。毎営業日の午後3時<sup>\*2</sup>までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。また、確定拠出年金を通じてお買付のお申込みを行う場合は、当該定めに従うものとします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
  - \* 1 ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日(以下「ニューヨークの休業日」といいます。)に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受付いたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ニューヨークの休業日」においてもこれを受付けるものとします。
  - \*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。
- (2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります(ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。)。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」(販売会社によっては名称が異なる場合があります。)を販売会社との間で結んでいただきます。なお、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出ることができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「ネットA」および「ネットB」)。

- (4) お買付単位は、販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応 じます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、販売会社との間で「定時定額購入サービス」 等に関する契約等\*を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとします。
  - \* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、 当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの販売会社に ご確認ください。
- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社により異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (6) スイッチング(乗換え)については、販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様に換金(解約)されるコースに対して換金にかかる税金が課されることにつきご留意ください。詳しくは「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご覧ください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

#### 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### 2【換金(解約)手続等】

- (1) ご換金(解約)のお申込みは、毎営業日<sup>\*1</sup>受付けます。毎営業日の午後3時<sup>\*2</sup>までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。
  - \* 1 「ニューヨークの休業日」を除きます。
  - \*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。
- (2) ご換金の単位は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。手取額は、当該基準価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス:www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「ネットA」および「ネットB」)。

- (5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、各コースにつき1顧客1日当たり10億円以上の大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額(以下「基準価額」といいます。)は、本ファンドの信託財産の純資産 総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財 産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信 託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨 建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しま す。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 :03 (6437)6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「ネットA」および「ネットB」)。年2回(5月および11月)の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は1999年11月29日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には信託は終了します。

### (4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年5月31日から11月30日までおよび12月1日から翌年5月30日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は1999年11月29日から2000年5月30日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

### (5)【その他】

### a . 信託の終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、各コースそれぞれについて受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、当該コースについて、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めると き、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させ ることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届 け出ます。

委託会社は、 および の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、 当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの 事項を記載した書面決議の通知を発します。

の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本 において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います

から までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、

から までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし監督官庁が信託契 約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記 載する受益者の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存 続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務 を引継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは(新受 託者の選任を行う場合は、下記b.に定める手続を準用します。)、委託会社は信託契約を解約し、信 託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができま す。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由がある ときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者 は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

#### b . 約款変更等

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由が あるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併 合(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下 同じ。)を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に 届け出ます。なお、信託約款は本b.「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができ ないものとします。

委託会社は、 の事項(の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、 併合の事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わ せて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あら かじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議 の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載し た書面決議の通知を発します。

の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するとき の当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本 において同じ。)は受益権の口数に 応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しな いときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行 います。

書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記 から までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提 案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときに は適用しません。

からまでの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該 他のファンドとの併合を行うことはできません。

### c . 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより 当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図 型投資信託に該当するため、上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する重大な約款変更等 を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取 請求の規定の適用を受けません。

#### d . 関係法人との契約の更改等

#### (a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的 に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

#### (b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間 の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の 指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、またはその他の理由によ

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

り委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e . 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### f . 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の 委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託銀行の利害関係人を含みます。)を委託 先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備 されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していること を確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者(受託銀行の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業 務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

#### g . 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

### h.信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i . 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

#### j . 再投資の指図

委託会社は、上記の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### k . 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

・他の受益者の氏名または名称および住所

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・他の受益者が有する受益権の内容
- 1.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

### 4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を 失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

- (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続
  - 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。
  - 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。
- (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日(一般コースの場合)および交付開始前(自動けいぞく投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ 後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって 委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金 は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額) を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金(解約)手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

## 第3【ファンドの経理状況】

(1) netWIN GSテクノロジー株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)及びnetWIN GSテクノロジー株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) Aコース及びBコースの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) A コース及び B コースは、金融商品取引法第193条の 2 第 1 項の規定に基づき、第48期計算期間 (2023年 5 月31日 から2023年11月30日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

【netWIN GSテクノロジー株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第47期 (2023年 5 月30日現在)	第48期 (2023年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,590,011,645	8,949,304,118
親投資信託受益証券	163,407,627,131	157,672,034,216
派生商品評価勘定	-	4,122,413,200
未収入金		59,167,500
流動資産合計	171,997,638,776	170,802,919,034
資産合計	171,997,638,776	170,802,919,034
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,973,407,900	-
未払金	109,506,000	-
未払収益分配金	6,250,272,224	6,044,821,720
未払解約金	253,017,609	951,541,227
未払受託者報酬	78,204,909	90,068,642
未払委託者報酬	1,407,688,365	1,621,235,480
未払利息	23,503	23,582
その他未払費用	3,302,753	4,058,085
流動負債合計	13,075,423,263	8,711,748,736
負債合計	13,075,423,263	8,711,748,736
純資産の部		
元本等		
元本	125,005,444,485	120,896,434,416
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	33,916,771,028	41,194,735,882
(分配準備積立金)	24,874,098,905	16,112,208,482
元本等合計	158,922,215,513	162,091,170,298
純資産合計	158,922,215,513	162,091,170,298
負債純資産合計	171,997,638,776	170,802,919,034

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第47期 自 2022年12月 1 日 至 2023年 5 月30日	第48期 自 2023年 5 月31日 至 2023年11月30日
営業収益		
受取利息	11,634	15,620
有価証券売買等損益	38,084,455,042	29,525,257,985
為替差損益	6,658,559,300	13,072,614,280
営業収益合計	31,425,907,376	16,452,659,325
営業費用		
支払利息	1,018,958	1,198,533
受託者報酬	78,204,909	90,068,642
委託者報酬	1,407,688,365	1,621,235,480
その他費用	3,342,809	4,069,601
営業費用合計	1,490,255,041	1,716,572,256
営業利益又は営業損失( )	29,935,652,335	14,736,087,069
経常利益又は経常損失( )	29,935,652,335	14,736,087,069
当期純利益又は当期純損失( )	29,935,652,335	14,736,087,069
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	704,075,753	658,956,494
期首剰余金又は期首欠損金()	9,902,609,487	33,916,771,028
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,953,974,937	3,817,799,916
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	1,953,974,937	3,817,799,916
剰余金減少額又は欠損金増加額	921,117,754	4,572,143,917
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	921,117,754	4,572,143,917
分配金	6,250,272,224	6,044,821,720
期末剰余金又は期末欠損金()	33,916,771,028	41,194,735,882

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第47期 自 2022年12月 1 日 至 2023年 5 月30日	第48期 自 2023年 5 月31日 至 2023年11月30日
1 . 有価証券の評価基準及び	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
評価方法	移動平均法に基づき、親投資信託受益	同左
	証券の基準価額で評価しております。	
2 . デリバティブの評価基準	為替予約取引	為替予約取引
及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが	同左
	国における対顧客先物売買相場の仲値に	
	よって計算しております。	

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

### (貸借対照表に関する注記)

区分	第47期 (2023年 5 月30日現在)	第48期 (2023年11月30日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	121,455,593,782円	125,005,444,485円
期中追加設定元本額	14,610,695,556円	12,652,794,951円
期中一部解約元本額	11,060,844,853円	16,761,805,020円
2 . 受益権の総数	125,005,444,485□	120,896,434,416□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第47期 自 2022年12月 1 日 至 2023年 5 月30日	第48期 自 2023年 5 月31日 至 2023年11月30日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	403,170,852円	410,023,825円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	97,913,922,070円	97,013,428,528円
分配準備積立金額	30,721,200,277円	21,747,006,377円
本ファンドの分配対象収益額	129,038,293,199円	119,170,458,730円
本ファンドの期末残存口数	125,005,444,485□	120,896,434,416□
10,000口当たり収益分配対象額	10,322円	9,857円
10,000口当たり分配金額	500円	500円
収益分配金金額	6,250,272,224円	6,044,821,720円

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第47期 自 2022年12月1日	第48期 自 2023年 5 月31日
	至 2023年5月30日	至 2023年11月30日
1.金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託とし	同左
	て、有価証券等への投資ならびにデ	
	リバティブ取引を信託約款に定める	
	「運用の基本方針」に基づき行って	
	おります。	
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資	同左
	産は親投資信託受益証券であり、売	
	買目的で保有しております。	
	デリバティブ取引には、通貨関連	
	では為替予約取引が含まれておりま	
	す。デリバティブ取引は、信託財産	
	に属する資産の効率的な運用に資す	
	るため、ならびに価格変動リスクを	
	回避する目的で利用しています。	
	投資対象とする金融商品の主なリ	
	スクは価格が変動する事によって発	
	生する市場リスク、金融商品の発行	
	者や取引先等の経営・財務状況が悪	
	化した場合に発生する信用リスク、	
	及び金融商品の取引量が著しく乏し	
	い場合に発生する流動性リスクがあ	
	ります。	
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオ	同左
	ペレーション部門では、運用チーム	
	から独立した立場で、法令や信託約	
	款等に実際の売買取引が則っている	
	か、また日々のポジションのモニタ	
	リングを行っております。	
	マーケット・リスク管理専任部門	
	では、運用チームとは独立した立場	
	で、運用チームにより構築されたポ	
	ジションのリスク水準をモニタリン	
	グし、各運用チーム、リスク検討委	
	員会に報告します。	
	リスク検討委員会は、法務部・コ	
	ンプライアンス部を含む各部署の代	
	表から構成されており、マーケッ	
	ト・リスク管理専任部門からの報告	
	事項に対して、必要な報告聴取、調	
	査、検討、決定等を月次で行いま	
	す。	

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第47期 自 2022年12月 1 日 至 2023年 5 月30日	第48期 自 2023年5月31日 至 2023年11月30日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は時価で計上しているた	同左
の差額	め記載を省略しております。	
2 . 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引	(1)有価証券及びデリバティブ取引
	以外の金融商品	以外の金融商品
	有価証券及びデリバティブ取引	同左
	以外の金融商品については、短期	
	間で決済され、時価は帳簿価額と	
	近似しているため、当該帳簿価額	
	を時価としております。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項	同左
	に関する注記)」の「有価証券の	
	評価基準及び評価方法」に記載し	
	ております。	
	(3) デリバティブ取引	(3) デリバティブ取引
	「(デリバティブ取引等に関す	同左
	る注記)」の「取引の時価等に関	
	する事項」に記載しております。	
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては	同左
いての補足説明	一定の前提条件等を採用しているた	
	め、異なる前提条件等によった場	
	合、当該価額が異なることもありま	
	す。	
	また、デリバティブ取引に関する	
	契約額等は、あくまでもデリバティ	
	ブ取引における名目的な契約額、又	
	は計算上の想定元本であり、当該金	
	額自体がデリバティブ取引のリスク	
	の大きさを示すものではありませ	
	ん。	

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

1手 米五	第47期 (2023年 5 月30日現在)	第48期 (2023年11月30日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	36,063,372,766	25,930,208,872	
合計	36,063,372,766	25,930,208,872	

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 通貨関連

	第47期(2023年 5 月30日現在)		第48期(2023年11月30日現在)						
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益 (円)
市場取引	為替予約取 引								
取引   以外   の取	売建								
3	米ドル	158,421,112,200	-	163,394,520,100	4,973,407,900	160,487,635,400	-	156,365,222,200	4,122,413,200
	合計	158,421,112,200	-	163,394,520,100	4,973,407,900	160,487,635,400	-	156,365,222,200	4,122,413,200

## (注)時価の算定方法

- ・為替予約取引
  - 1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
    - (1)予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該 予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
    - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最 も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客 先物相場の仲値により評価しております。

2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

EDINET提出書類 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

### (1口当たり情報)

区分	第47期 (2023年 5 月30日現在)	第48期 (2023年11月30日現在)
1口当たり純資産額	1.2713円	1.3407円

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

## (イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	netWINテクノロジー株式マザーファンド	18,852,849,260	157,672,034,216	
合計			18,852,849,260	157,672,034,216	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

## 【netWIN GSテクノロジー株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

		( 1 13 /
	第47期 (2023年 5 月30日現在)	第48期 (2023年11月30日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,097,238,833	30,079,689,190
親投資信託受益証券	770,931,956,602	854,899,946,966
流動資産合計	799,029,195,435	884,979,636,156
資産合計	799,029,195,435	884,979,636,156
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	16,209,914,985	15,458,238,498
未払解約金	1,949,764,070	2,080,454,986
未払受託者報酬	356,962,102	452,974,082
未払委託者報酬	6,425,317,660	8,153,533,434
未払利息	76,878	79,262
その他未払費用	8,061,441	11,202,258
流動負債合計	24,950,097,136	26,156,482,520
負債合計	24,950,097,136	26,156,482,520
純資産の部		
元本等		
元本	324,198,299,713	309,164,769,965
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	449,880,798,586	549,658,383,671
(分配準備積立金)	123,792,627,714	217,180,675,052
元本等合計	774,079,098,299	858,823,153,636
純資産合計	774,079,098,299	858,823,153,636
負債純資産合計	799,029,195,435	884,979,636,156

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第47期 自 2022年12月 1 日 至 2023年 5 月30日	第48期 自 2023年 5 月31日 至 2023年11月30日
営業収益		
受取利息	23,461	44,721
有価証券売買等損益	173,291,697,011	148,361,281,464
営業収益合計	173,291,720,472	148,361,326,185
営業費用		
支払利息	1,846,230	2,626,100
受託者報酬	356,962,102	452,974,082
委託者報酬	6,425,317,660	8,153,533,434
その他費用	8,145,303	11,216,442
営業費用合計	6,792,271,295	8,620,350,058
営業利益又は営業損失( )	166,499,449,177	139,740,976,127
経常利益又は経常損失()	166,499,449,177	139,740,976,127
当期純利益又は当期純損失( )	166,499,449,177	139,740,976,127
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	3,206,119,562	10,533,051,330
期首剰余金又は期首欠損金()	302,646,487,632	449,880,798,586
剰余金増加額又は欠損金減少額	28,288,861,406	65,750,570,315
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	28,288,861,406	65,750,570,315
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,137,965,082	79,722,671,529
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	28,137,965,082	79,722,671,529
分配金	16,209,914,985	15,458,238,498
期末剰余金又は期末欠損金()	449,880,798,586	549,658,383,671

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第47期 自 2022年12月 1 日 至 2023年 5 月30日	第48期 自 2023年 5 月31日 至 2023年11月30日
有価証券の評価基準及び評価	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
方法	移動平均法に基づき、親投資信託受益	同左
	証券の基準価額で評価しております。	

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	第47期 (2023年 5 月30日現在)	第48期 (2023年11月30日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	326,639,544,003円	324,198,299,713円
期中追加設定元本額	27,894,185,733円	42,092,663,130円
期中一部解約元本額	30,335,430,023円	57,126,192,878円
2 . 受益権の総数	324,198,299,713□	309,164,769,965□

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第47期 自 2022年12月 1 日 至 2023年 5 月30日	第48期 自 2023年 5 月31日 至 2023年11月30日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	1,861,133,517円	2,145,066,559円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証 券売買等損益額	3,568,197,600円	127,062,858,238円
収益調整金額	381,348,027,582円	378,337,366,943円
分配準備積立金額	134,573,211,582円	103,430,988,753円
本ファンドの分配対象収益額	521,350,570,281円	610,976,280,493円
本ファンドの期末残存口数	324,198,299,713□	309,164,769,965□
10,000口当たり収益分配対象額	16,081円	19,762円
10,000口当たり分配金額	500円	500円
収益分配金金額	16,209,914,985円	15,458,238,498円

<sup>(</sup>注)上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第47期 自 2022年12月 1 日 至 2023年 5 月30日	第48期 自 2023年 5 月31日 至 2023年11月30日
1.金融商品に対する取組方針	本ファンドは証券投資信託とし	同左
	   て、有価証券等への投資を信託約款	
	に定める「運用の基本方針」に基づ	
	き行っております。	
│ │ 2 . 金融商品の内容及びそのリスク	本ファンドが保有する主な金融資	   同左
	産は親投資信託受益証券であり、売	1,32
	買目的で保有しております。	
	投資対象とする金融商品の主なり	
	スクは価格が変動する事によって発	
	生する市場リスク、金融商品の発行	
	全りの中場の人が、金融同品の発行    者や取引先等の経営・財務状況が悪	
	化した場合に発生する信用リスク、	
	及び金融商品の取引量が著しく乏し	
	い場合に発生する流動性リスクがあ	
	ります。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオ	同左
	ペレーション部門では、運用チーム	
	から独立した立場で、法令や信託約	
	款等に実際の売買取引が則っている	
	か、また日々のポジションのモニタ	
	リングを行っております。	
	マーケット・リスク管理専任部門	
	では、運用チームとは独立した立場	
	で、運用チームにより構築されたポ	
	ジションのリスク水準をモニタリン	
	グし、各運用チーム、リスク検討委	
	員会に報告します。	
	リスク検討委員会は、法務部・コ	
	ンプライアンス部を含む各部署の代	
	表から構成されており、マーケッ	
	ト・リスク管理専任部門からの報告	
	事項に対して、必要な報告聴取、調	
	査、検討、決定等を月次で行いま	
	す。	

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第47期 自 2022年12月 1 日 至 2023年 5 月30日	第48期 自 2023年 5 月31日 至 2023年11月30日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれら	金融商品は時価で計上しているた	同左
の差額	め記載を省略しております。	
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券以外の金融商品	(1)有価証券以外の金融商品
	有価証券以外の金融商品につい	同左
	ては、短期間で決済され、時価は	
	帳簿価額と近似しているため、当	
	該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	
	(2)有価証券	(2)有価証券
	「(重要な会計方針に係る事項に	同左
	関する注記)」の「有価証券の評	
	価基準及び評価方法」に記載して	
	おります。	
3.金融商品の時価等に関する事項につ	金融商品の時価の算定においては	同左
いての補足説明	一定の前提条件等を採用しているた	
	め、異なる前提条件等によった場	
	合、当該価額が異なることもありま	
	す。	

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

— — — 種類	第47期 (2023年 5 月30日現在)	第48期 (2023年11月30日現在)
<b>个里</b> 大块	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	169,027,154,181	140,634,838,764
合計	169,027,154,181	140,634,838,764

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(E12457)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

区分	第47期 (2023年 5 月30日現在)	第48期 (2023年11月30日現在)	
1 口当たり純資産額	2.3877円	2.7779円	

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

## (イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	netWINテクノロジー株式マザーファンド	102,220,409,045	854,899,946,966	
合計			102,220,409,045	854,899,946,966	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

## 参考情報

本ファンドは、「netWINテクノロジー株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の 部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1)貸借対照表

E0	注記	(2023年5月30日現在)	(2023年11月30日現在)
区分	番号	金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		6,915,950	13,753,031
株式		881,269,943,345	951,785,650,039
投資証券		45,006,924,065	49,687,996,640
未収入金		15,547,336,575	17,383,840,528
未収配当金		442,879,181	497,268,559
流動資産合計		942,273,999,116	1,019,368,508,797
資産合計		942,273,999,116	1,019,368,508,797
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		644,980	-
未払金		2,297,535,115	-
未払解約金		237,777,300	-
未払利息		18	36
流動負債合計		2,535,957,413	36
負債合計		2,535,957,413	36
純資産の部			
元本等			
元本		134,481,548,240	121,886,421,611
   剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		805,256,493,463	897,482,087,150
元本等合計		939,738,041,703	1,019,368,508,761
純資産合計		939,738,041,703	1,019,368,508,761
負債純資産合計		942,273,999,116	1,019,368,508,797

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## (2)注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2022年12月1日 至 2023年5月30日	自 2023年5月31日 至 2023年11月30日
1 . 有価証券の評価基準及び	株式、投資証券	株式、投資証券
評価方法	移動平均法に基づき、法令及び一般社	同左
	団法人投資信託協会規則に従い、時価評	
	価しております。	
2 . デリバティブの評価基準	為替予約取引	為替予約取引
及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが	同左
	国における対顧客先物売買相場の仲値に	
	よって計算しております。	
3.その他財務諸表作成のた	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準
めの基礎となる事項	外貨建取引については、「投資信託財	同左
	産の計算に関する規則」(平成12年総理	
	府令第133号)第60条に基づき、取引発生	
	時の外国通貨の額をもって記録する方法	
	を採用しております。	
	但し、同61条に基づき、外国通貨の売	
	却時において、当該外国通貨に加えて、	
	外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建	
	各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対	
	する当該売却外国通貨の割合相当額を当	
	該外国通貨の売却時の外国為替相場等で	
	円換算し、前日の外貨基金勘定に対する	
	円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦	
	貨建資産等の外国投資勘定と、円換算し	
	た外貨基金勘定を相殺した差額を為替差	
	損益とする計理処理を採用しておりま	
	す。	

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区分	(2023年5月30日現在)	(2023年11月30日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	139,875,123,594円	134,481,548,240円
期中追加設定元本額	3,933,809,478円	709,226,527円
期中一部解約元本額	9,327,384,832円	13,304,353,156円
期末元本額	134,481,548,240円	121,886,421,611円
元本の内訳		
netWIN GSテクノロジー株式ファン ドAコース(為替ヘッジあり)	23,384,368,284円	18,852,849,260円
netWIN GSテクノロジー株式ファン ドBコース(為替ヘッジなし)	110,323,839,294円	102,220,409,045円
テクノロジー株式ファンド(適格機 関投資家専用)	715,584,428円	756,336,571円
netWINテクノロジー株式ファンド (適格機関投資家専用)	57,756,234円	56,826,735円
2 . 受益権の総数	134,481,548,240□	121,886,421,611□

## (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

正照的品の状况に関する事項	自 2022年12月1日 至 2023年5月30日	自 2023年5月31日 至 2023年11月30日
   1.金融商品に対する取組方針	・ ・ ・	
1 . 並附的印[CX] 9 包4X組力到	本ファフトは証券投資信託とし   て、有価証券等への投資ならびにデ	
	リバティブ取引を信託約款に定める	
	「運用の基本方針」に基づき行って	
	おります。	
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	いっちょ。   本ファンドが保有する主な金融資	   同左
2. 並織同間のアッヨ音及ひでのラスク	産は株式、投資証券であり、売買目	
	佐は休れ、及真証方であり、元真日	
	デリバティブ取引には、通貨関連	
	一では為替予約取引が含まれておりま	
	す。デリバティブ取引は、信託財産	
	に属する資産の効率的な運用に資す	
	るため、ならびに価格変動リスクを	
	回避する目的で利用しています。	
	投資対象とする金融商品の主なり	
	スクは価格が変動する事によって発	
	生する市場リスク、金融商品の発行	
	   者や取引先等の経営・財務状況が悪	
	│ │ 化した場合に発生する信用リスク、	
	│ │ 及び金融商品の取引量が著しく乏し	
	   い場合に発生する流動性リスクがあ	
	ります。	
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	コンプライアンス部門ならびにオ	同左
	ペレーション部門では、運用チーム	
	から独立した立場で、法令や信託約	
	款等に実際の売買取引が則っている	
	か、また日々のポジションのモニタ	
	リングを行っております。	
	マーケット・リスク管理専任部門	
	では、運用チームとは独立した立場	
	で、運用チームにより構築されたポ	
	ジションのリスク水準をモニタリン	
	グし、各運用チーム、リスク検討委	
	員会に報告します。	
	リスク検討委員会は、法務部・コ	
	ンプライアンス部を含む各部署の代	
	表から構成されており、マーケッ	
	ト・リスク管理専任部門からの報告	
	事項に対して、必要な報告聴取、調	
	査、検討、決定等を月次で行いま 	
	す。	

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2022年12月1日 至 2023年5月30日	自 2023年5月31日 至 2023年11月30日	
1 . 貸借対照表計上額、時価及びこれら の差額 2 . 時価の算定方法	金融商品は時価で計上しているため記載を省略しております。 (1)有価証券及びデリバティブ取引	同左 (1)有価証券以外の金融商品	
	以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品については、短期 間で決済され、時価は帳簿価額と 近似しているため、当該帳簿価額 を時価としております。 (2)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項 に関する注記)」の「有価証券の 評価基準及び評価方法」に記載し	有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。  (2)有価証券 同左	
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	ております。 (3) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。 金融商品の時価の算定においるため、異なる前提条件等を採用しているため、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関するマン、対額等は、あくまでもデリバティブ取引にあける名目的な契約額における名目のな契約額における名目のな契約額における名目のな契約額における名目のな対額における名目のな対額を立たがデリバティブ取引のリスクの大きを示すものではありません。	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用しているた め、異なる前提条件等によった場 合、当該価額が異なることもありま す。	

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	(2023年5月30日現在)	(2023年11月30日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
株式	180,505,310,678	114,707,691,906	
投資証券	1,306,190,960	5,238,865,553	
合計	179,199,119,718	119,946,557,459	

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 通貨関連

		(2023年5月30日現在)			(2023年11月30日現在)				
区分	種類	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 ( 円 )	評価損益 (円)
市場取引	為替予約取引								
以外の取	売建								
引	米ドル	237,777,300	-	238,422,280	644,980	-	-	-	-
	合計	237,777,300	-	238,422,280	644,980	-	-	-	-

#### (注)時価の算定方法

- ・為替予約取引
  - 1.対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
    - (1)予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該 予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
    - (2) 当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最 も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客 先物相場の仲値により評価しております。

2.対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

区分	(2023年5月30日現在)	(2023年11月30日現在)
1 口当たり純資産額	6.9879円	8.3633円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (3)附属明細表 有価証券明細表

(ア) 株式

	14.14 	₩.	į	評価額	/# <del>*</del>
通貨	<b>銘柄</b>	株式数	単価	金額	備考
米ドル	ALPHABET INC-CL C	4,271,870	136.40	582,683,068.00	
	SNAP INC - A	7,943,760	12.98	103,110,004.80	
	AMAZON.COM INC	4,090,773	146.32	598,561,905.36	
	MERCADOLIBRE INC	59,983	1,610.58	96,607,420.14	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	1,930,272	58.18	112,303,224.96	
	MASTERCARD INC - A	286,192	409.82	117,287,205.44	
	PAYPAL HOLDINGS INC	1,985,818	57.97	115,117,869.46	
	VISA INC-CLASS A SHARES	933,045	254.23	237,208,030.35	
	ACCENTURE PLC-CL A	393,888	333.34	131,298,625.92	
	ADOBE INC	328,498	617.39	202,811,380.22	
	AUTODESK INC	638,875	213.85	136,623,418.75	
	DATADOG INC - CLASS A	1,266,062	116.65	147,686,132.30	
	HUBSPOT INC	309,871	496.52	153,857,148.92	
	INTUIT INC	332,833	577.23	192,121,192.59	
	MICROSOFT CORP	1,709,848	378.85	647,775,914.80	
	ORACLE CORP	1,439,881	116.21	167,328,571.01	
	PALO ALTO NETWORKS INC	496,613	288.91	143,476,461.83	
	SALESFORCE INC	759,159	230.35	174,872,275.65	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	578,128	175.32	101,357,400.96	
	UIPATH INC - CLASS A	4,641,696	19.87	92,230,499.52	
	WORKDAY INC-CLASS A	744,447	263.49	196,154,340.03	
	ZSCALER INC	674,551	199.84	134,802,271.84	
	APPLE INC	1,158,362	189.37	219,359,011.94	
	ARISTA NETWORKS INC	352,709	219.30	77,349,083.70	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	330,075	319.04	105,307,128.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES	1,239,469	123.85	153,508,235.65	
	APPLIED MATERIALS INC	921,741	149.36	137,671,235.76	
	ARM HOLDINGS PLC	1,229,033	62.21	76,458,142.93	
	ASML HOLDING NV-NY REG SHS	171,587	687.61	117,984,937.07	
	KLA CORP	360,746	544.07	196,271,076.22	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	4,140,871	56.10	232,302,863.10	

通貨	<b>銘</b> 柄	株式数		備考	
	<u> </u>	イボエレ女父	単価	金額	佣亏
	NVIDIA CORP	783,712	481.40	377,278,956.80	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	1,259,044	153.20	192,885,540.80	
小計				6,471,650,574.82	
				(951,785,650,039)	
合計				951,785,650,039	
				(951,785,650,039)	

- (注) 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
  - 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

## (イ)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	665,596	137,232,583.28	
		EQUINIX INC	248,197	200,620,117.07	
小計				337,852,700.35	
				(49,687,996,640)	
合計				49,687,996,640	
				(49,687,996,640)	

- (注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
  - 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書きであります。

#### 外貨建有価証券の内訳

71 74 <del>7</del> 1 71 1	H			
通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 33銘柄	95.0%	-	
	投資証券 2 銘柄	-	5.0%	100.0%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

### 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

< netWIN GSテクノロジー株式ファンドAコース(為替ヘッジあり)> (2023年11月30日現在)

資産総額 170,802,919,034円

負債総額 8,711,748,736円

純資産総額( - ) 162,091,170,298円

発行済口数 120,896,434,416口

1口当たり純資産額( / ) 1.3407円

< netWIN GSテクノロジー株式ファンドBコース(為替ヘッジなし)> (2023年11月30日現在)

資産総額 884,979,636,156円

負債総額 26,156,482,520円

純資産総額( - ) 858,823,153,636円

発行済口数 309,164,769,965口

1口当たり純資産額( / ) 2.7779円

#### 参考情報

<netWINテクノロジー株式マザーファンド>

(2023年11月30日現在)

資産総額 1,019,368,508,797円

負債総額 36円

純資産総額( - ) 1,019,368,508,761円

発行済口数 121,886,421,611口

1口当たり純資産額( / ) 8.3633円

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a . 受益権の名義書換 該当事項はありません。
- b. 受益者に対する特典 該当事項はありません。
- c . 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗 することができません。

d . その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

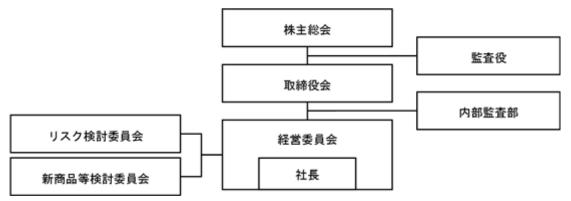
(1) 資本金の額(本書提出日現在)

資本金の額:金4億9,000万円 発行する株式の総数:8,000株 発行済株式の総数:6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減:該当事項はありません。

#### (2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します(取締役会の専権事項を除きます。)。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため(議決権行使に関する方針を含みます。)、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の分配方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

#### 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、外部委託投資部、マルチプロダクト・ファンド部、スチュワードシップ責任推進部およびオルタナティブ・マルチ戦略投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門のリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用部門のポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

#### 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。 委託会社の運用するファンド

2023年11月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	148	5,308,953,786,241
単位型株式投資信託	3	142,845,918,239
合計	151	5,451,799,704,480

### 3【委託会社等の経理状況】

### 1.財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下 「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38 号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第 52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度(2022年1月1日から2022年12月 31日まで)の財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、金融商品取 引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度の中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日ま で)の中間財務諸表について、Р w C あらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

期別		第2 (2021年12月		第28期 (2022年12月31日現在)		
	資産(	<b>の</b> 部				
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額	
		千円	千円	千円	千円	
流動資産						
現金・預金			5,300,580		4,328,077	
短期貸付金			19,685,566		19,619,343	
支払委託金			12		12	
収益分配金		12		12		
前払費用			293,390		405,004	
未収委託者報酬			4,712,043		3,695,796	
未収運用受託報酬			1,806,227		2,213,112	
未収収益			76,694		109,058	
その他流動資産			1,201		1,434	
流動資産計			31,875,717		30,371,839	
固定資産						
無形固定資産			232,062		283,171	
ソフトウェア		232,062		283,171		
投資その他の資産			2,398,920		1,968,039	
投資有価証券		102,402		-		
長期差入保証金		45,217		37,763		
繰延税金資産		1,875,085		1,492,540		
その他の投資等		376,214		437,734		
固定資産計			2,630,982		2,251,210	
資産合計			34,506,699		32,623,050	

期別		第2 (2021年12月		第28期 ( 2022年12月31日現在 )	
		負債(	の部		
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			98,250		109,298
<b>未払金</b>			3,944,504		2,893,551
未払収益分配金		80		92	
未払手数料		2,082,740		1,645,125	
その他未払金		1,861,684		1,248,333	
未払費用	* 1		3,665,192		3,014,873
一年内返済予定の関係会社 長期借入金			2,000,000		5,000,000
未払法人税等			1,851,474		569,429
未払消費税等			835,489		192,612
その他流動負債			206,851		204,543
流動負債計			12,601,763		11,984,309
固定負債					
関係会社長期借入金			5,000,000		-
退職給付引当金			453,175		569,904
長期未払費用	* 1		1,926,450		1,154,342
固定負債計			7,379,625		1,724,247
負債合計			19,981,389		13,708,556
		純資産	の部		
科目		内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			490,000		490,000
資本剰余金			390,000		390,000
資本準備金		390,000		390,000	
利益剰余金			13,644,338		18,034,494
その他利益剰余金		13,644,338		18,034,494	
繰越利益剰余金		13,644,338		18,034,494	
株主資本合計			14,524,338		18,914,494
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		972		-	
評価・換算差額等合計			972		-
純資産合計			14,525,310		18,914,494
負債・純資産合計			34,506,699		32,623,050

### (2)【損益計算書】

		期別			7期 = 1 月 1 日 =12月31日)	第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
	科目 注 番		注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		営業収益 委託者報酬 運用受託報酬 その他営業収益 営業収益計	* 2 * 2	千円	千円 36,507,456 10,477,787 4,830,349 51,815,594	千円	千円 34,894,167 10,103,002 4,788,944 49,786,114
	加	営業費用 支払手数料 広告宣伝費 調査費 委託計算費 委託計算費 営業雑経費 通信費 印刷費	* 2	14,970,069 26,474 248,216	17,117,709 97,432 14,970,069 359,564 319,051	14,690,960 27,906 214,623	16,464,977 62,840 14,690,960 365,661 299,250
	営業損益の部	協会費 営業費用計 一般管理費 給料 役員報酬		44,360 217,075	32,863,826 7,979,647	56,720 212,048	31,883,691 6,462,941
経常損益		給料・手当 賞与 株式従業員報酬 その他の報酬	* 1	3,516,747 1,947,536 954,587 1,343,699	24.070	3,440,410 1,235,240 218,692 1,356,549	40.000
損益の部		交際費 寄付金 旅費交通費 租税公課 退職給付費用 固定資産減価償却費 事務委託費			31,673 89,689 51,224 172,609 225,127 251,336 2,809,506 911,677		46,002 38,520 128,734 148,134 246,591 33,398 3,373,227 1,024,519
		一般管理費計 			12,522,492 6,429,274		11,502,070 6,400,352
	<b></b>	営業外収益 収益分配金 受取利息 投資有価証券売却益 雑益			62,827 63,078 144,479 1,354		280 159,673 - -
	営業外	株式従業員報酬	* 1 * 2		-		91,458
	損益の	営業外収益計 営業外費用 支払利息	* 2		271,739 77,330		251,411 67,253
	部	株式従業員報酬	* 1		692,245		-
		為替差損 投資有価証券売却損 営業外費用計	* 2		19,128 - 788,703		83,425 5,383 156,062
		経常利益			5,912,310		6,495,701
;		税引前当期純利益 税、住民税及び事業税			5,912,310 2,522,432		6,495,701 1,722,571
Ľ	<u> </u>	法人税等調整額			522,524		382,974
		当期純利益			3,912,403		4,390,156

### (3)【株主資本等変動計算書】

### 第27期(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位:千円)

		株主資本							
		資本乗	 制余金	利益乗					
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	┃ ┃株主資本合 ┃計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等	純資産合計
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計		<b>   左</b> 領立	合計	
2021年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	9,731,934	9,731,934	10,611,934	84,781	84,781	10,696,716
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,912,403	3,912,403	3,912,403			3,912,403
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							83,809	83,809	83,809
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	3,912,403	3,912,403	3,912,403	83,809	83,809	3,828,594
2021年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,644,338	13,644,338	14,524,338	972	972	14,525,310

### 第28期(自2022年1月1日 至2022年12月31日)

(単位:千円)

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						( 1 = 1 113)								
				評価・換算差額等										
		資本剰余金		利益親	制余金									
	資本金	資本準備	資本剰余	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合 計	その他有価証券評価業額会	評価・換 算差額等	純資産合計					
		金	金合計	繰越利益剰 余金	合計	合計	合計	合計	合計	合計		価差額金	合計	
2022年1月1日残高	490,000	390,000	390,000	13,644,338	13,644,338	14,524,338	972	972	14,525,310					
事業年度中の変動額														
当期純利益				4,390,156	4,390,156	4,390,156			4,390,156					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							972	972	972					
事業年度中の変動額合 計	-	-	-	4,390,156	4,390,156	4,390,156	972	972	4,389,184					
2022年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	18,034,494	18,034,494	18,914,494	-	-	18,914,494					

### 重要な会計方針

里要な会計方針	
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券
	市場価格のない株式等以外のもの
	時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法による原
	価法)ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法に
	よっております。
	市場価格のない株式等
	移動平均法による原価法によっております。
2.固定資産の減価償却の方法	無形固定資産
	無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用
	のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年)に
	基づく定額法によっております。
3 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金
	貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案
	し、回収不能見込額を計上しております。
	(2) 退職給付引当金
	当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の年
	金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用しており
	ます。また、当該CBには、一定の利回りを保証しており、これ
	の将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会
	計処理方法により、引当金を計上しております。数理計算上の差
	異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以
	内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それ
	ぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用
	は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内
	の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理
	しております。
	(3)金融商品取引責任準備金
	金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46
	条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。
	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその
	他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合
	があります。
	(1)委託者報酬
	( ) = 11 = 13   12   13   13   13   13   13   13
	委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に
	対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によっ
	て月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬
	は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

#### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象口座によって年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。

#### (3) その他営業収益

関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

#### (4) 成功報酬

成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

# 5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

### (1) 株式従業員報酬の会計処理方法

役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費(一般管理費)として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。

#### (2)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 会計方針の変更

### 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては、記載しておりません。

### 未適用の会計基準等

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

#### (1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表 に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関 する取扱いが定められました。

- (2)適用予定日 2023年12月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響 当該適用指針の適用による影響は、現時点で評価中であります。

### 注記事項

### (貸借対照表関係)

	第27 (2021年12月			第28 (2022年12月)	
* 1	関係会社項目 関係会社との取引に係 ております。	るものが次のとおり含まれ	* 1	関係会社項目 関係会社との取引に係っております。	るものが次のとおり含まれ
	流動負債 未払費用 固定負債	1,521,506千円		流動負債 未払費用 固定負債	1,683,024千円
	長期未払費用	1,834,697千円		長期未払費用	1,038,102千円

### (損益計算書関係)

	.印并自然心/				
	第27期 (自 2021年1月 至 2021年12月3			第28期 (自 2022年1月 至 2022年12月	
* 1	株式従業員報酬		* 1	株式従業員報酬	
	役員及び従業員に付与されて			同左	
	ドマン・サックス・グルー	プ・インク株式に係る			
	報酬に関するものであり、	当該株式の株価及び付			
	与された株数に基づき算出	し配賦されておりま			
	す。				
* 2	関係会社項目		* 2	関係会社項目	
	関係会社との取引に係るもの	のが次のとおり含まれ	関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれ		
	ております。			ております。	
	営業収益			営業収益	
	運用受託報酬	5,286,529千円		運用受託報酬	5,516,066千円
	その他営業収益	4,541,068千円		その他営業収益	4,515,594千円
	営業費用			営業費用	
	委託調査費	14,970,069千円		委託調査費	14,690,960千円
	営業外費用			営業外収益	
	株式従業員報酬	692,245千円		株式従業員報酬	91,458千円
	支払利息	77,330千円		営業外費用	
				支払利息	67,253千円

### (株主資本等変動計算書関係)

第27期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

### 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	-	-	6,400

### 2 . 配当に関する事項

該当事項はありません。

### 第28期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

### 1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,400	1	-	6,400

### 2.配当に関する事項

該当事項はありません。

### (リース取引関係)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項は	同左
ありません。	

#### (金融商品関係)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

#### (2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

#### 信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

#### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

#### 流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,300,580	5,300,580	-
短期貸付金	19,685,566	19,685,566	-
未収委託者報酬	4,712,043	4,712,043	-
未収運用受託報酬	1,806,227	1,806,227	-
投資有価証券			
その他投資有価証券	102,402	102,402	-
未払手数料	2,082,740	2,082,740	-
その他未払金	1,861,684	1,861,684	-
関係会社長期借入金			
一年内返済予定の関係会社 長期借入金	2,000,000	2,000,000	-
関係会社長期借入金	5,000,000	5,000,000	-

#### 金融商品の時価の算定方法

現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

一年内返済予定の関係会社長期借入金及び関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

### 金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位:千円)

						<u>( 1 1                                 </u>
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
現金・預金	5,300,580	-	-	-	-	-
短期貸付金	19,685,566	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	4,712,043	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,806,227	-	-	-	-	-

#### 長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

						( <del></del>
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	2,000,000	-	-	-	-	-
関係会社長期借入金	-	5,000,000	-	-	-	-

#### (金融商品関係)

第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。また、主な金融負債は未払手数料、その他未払金及び関係会社長期借入金であります。

#### (2) 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

#### 信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、短期貸付金、営業債権(当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等)に係るものがあります。銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。短期貸付金に係る信用リスクについては貸付先をゴールドマン・サックス証券株式会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

#### 市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内で設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

#### 流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を短期的な預金や貸付金等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

#### 第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

### 2.金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社 5,000,000 5,000,000	貸借対照表計上額	時価	差額
	5,000,000	5,000,000	-
負債計 5,000,000 5,000,000	 5 000 000	5 000 000	

(注1)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及びその他未払金について は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

#### (注2)長期借入金の返済予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
一年内返済予定の関係 会社長期借入金	5,000,000	-	-	-	-	-

#### 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1)時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債該当事項はありません。
- (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

		時	価	
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
関係会社長期借入金 一年内返済予定の関係会社 長期借入金	-	5,000,000	-	5,000,000
負債計	-	5,000,000	-	5,000,000

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

### 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

### (有価証券関係)

### 1.その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価(千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資証券	101,000	102,402	1,402

### 1 . その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

### 2 . 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(千円)	(千円)	(千円)
2,645,479	189,953	

### 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(千円)	(千円)	(千円)
97,616	85	5,468

### (デリバティブ取引関係)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該	同左
当事項はありません。	

### (退職給付関係)

第27期 (自 2021年1月1日		第28期 (自 2022年1月1日		
至 2021年12月31日)		至 2022年12月31日)		
1.採用している退職給付制度の概要		1.採用している退職給付制度の概要		
当社は確定拠出年金制度(DC)及	びキャッシュ・	当社は確定拠出年金制度(DC)及びキャッシュ・		
バランス型年金制度(CB)を採用	しております。	バランス型年金制度(CB)を採用	しております。	
2 . キャッシュ・バランス型年金制度		2 . キャッシュ・バランス型年金制度	<del>-</del> - +5 +5 -+	
(1)退職給付債務の期首残高と期末残	局の調整表	(1)退職給付債務の期首残高と期末残? 	<b>高の調整表</b>	
   退職給付債務の期首残高	399,712千円	退職給付債務の期首残高	539,048千円	
」 勤務費用	124,713	勤務費用	135,012	
利息費用	1,585	利息費用	2,371	
数理計算上の差異の発生額	4,396	数理計算上の差異の発生額	36,748	
退職給付の支払額	60,833	退職給付の支払額	41,086	
過去勤務費用の発生額	78,267	過去勤務費用の発生額	<u>-</u>	
退職給付債務の期末残高	539,048	退職給付債務の期末残高	672,094	
(2)退職給付債務の期末残高と貸借対た退職給付引当金の調整表		(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対明 た退職給付引当金の調整表		
積立型制度の退職給付債務	539,048	積立型制度の退職給付債務	672,094	
未認識数理計算上の差異	7,606	未認識数理計算上の差異	39,575	
未認識過去勤務費用   貸借対照表に計上された負債の額	78,267	未認識過去勤務費用   貸借対照表に計上された負債の額	62,613	
・ ・	453,175	負値対照衣に計上されだ貝側の額 	569,904	
   (3)退職給付費用及びその内訳項目の	金額	(3) 退職給付費用及びその内訳項目の3	金額	
   勤務費用	124,713	· 勤務費用	135,012	
   利息費用	1,585	利息費用	2,371	
数理計算上の差異の費用処理額	5,657	数理計算上の差異の費用処理額	4,778	
過去勤務費用の費用処理額	-	過去勤務費用の費用処理額	15,653	
確定給付制度に係る退職給付費用	131,956	確定給付制度に係る退職給付費用	157,816	
		=		
(4)数理計算上の計算基礎に関する事	項	(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項	項	
割引率	0.44 %	割引率	1.09 %	
3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は あります。	、74,862千円で	3.確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、 あります。	68,630千円で	

## (税効果会計関係)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	)	第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)					
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の	発生の主な原因別	1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別					
内訳		内訳					
操延税金資産		     繰延税金資産					
未払費用	745,684千円		412,918	千円			
退職給付引当金	138,762	退職給付引当金	174,504				
長期未払費用	302,871	長期未払費用	302,289				
無形固定資産	207,399	無形固定資産	224,786				
その他	480,797	その他	378,040				
小計	1,875,515	小計	1,492,540	'			
繰延税金資産合計	1,875,515	────────────────────────────────────	1,492,540	'			
繰延税金負債		────────────────────────────────────		'			
その他有価証券評価差額金	429	その他有価証券評価差額金	-				
小計	429	小計	-	'			
繰延税金負債合計	429			'			
繰延税金資産純額	1,875,085	────────────────────────────────────	1,492,540	'			
		_		'			
   2 . 法定実効税率と税効果会計適用後	の法人税等の負担	   2.法定実効税率と税効果会計適用後の	D法人税等の	自扣			
率との間に重要な差異があるとき							
因となった主要な項目別の内訳		因となった主要な項目別の内訳					
法定実効税率	30.62 %	法定実効税率	30.62	%			
(調整)		(調整)					
賞与等永久に損金に算入されない 項目	3.06 %	賞与等永久に損金に算入されない 項目	1.76	%			
その他	0.15 %	その他	0.03	%			
税効果会計適用後の法人税等の負 担率	33.83 %	- 税効果会計適用後の法人税等の負 担率	32.41	%			
	<u> </u>						
   3.法人税等の税率の変更による繰延	税金資産及び繰列	   3.法人税等の税率の変更による繰延和	总金資産及び	 繰延			
税金負債の金額の修正		税金負債の金額の修正					
該当事項はありません。		該当事項はありません。					

### (収益認識関係)

第28期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### (セグメント情報等)

第27期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

### [セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

### [関連情報]

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	36,507,456	10,477,787	4,830,349	51,815,594

### 2.地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計	
46,436,867	5,378,726	51,815,594	

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

### (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第28期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

### [セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

### [関連情報]

### 1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	34,894,167	10,103,002	4,788,944	49,786,114

### 2.地域ごとの情報

### (1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計	
44,148,078	5,638,035	49,786,114	

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

### (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

### 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

### (関連当事者情報)

第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

### 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	ゴールドマン・サック	アメリカ	400		÷π 5C <del>/=</del>	机次叶宁	その他営業収益	4,541,068		
親会社	ス・アセッ ト・マネジ メント・エ ル・ピー	合衆国   ニュー   ヨーク州 	128 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	運用受託報酬 委託調査費	5,286,529 14,970,069	未払費用	365,955
							女品则且员	14,370,003		
									未払費用	1,155,551
親会社	ザ・ゴール ドマン・スプ	アメリカ   合衆国	10,712 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	資金援助 (注2) 費用の振 替	営業外費用	769,575	一年内返 済予定の 関係会社 長期借入 金	2,000,000
	グループ・ インク	ヨーク州				(注3) 株式報酬			長期未払 費用	1,834,697
									関係会社 長期借入 金	5,000,000

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2年であり、担保は差し入れておりません。
- (注3)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

### 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

### 第27期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

### 兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高 (千円)
₩ A N	ゴールドマ					次合の知			短期貸付 金	19,685,566
親会社 の 子会社	ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品 取引業		資金の調   達   (注1)	営業外収益	63,078	未収収益	59,590
									未払費用	909,832
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス・イン ターナショ ナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業		費用の振 替 (注2) 資産の保 有等			未払費用	605,697

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

### 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・

シー(未上場)

### (関連当事者情報)

### 第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

### 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	ゴールドマ ン・サック	アメリカ					その他営業収益	4,515,594		
親会社	ス・アセット・マネジメント・エ	合衆国	129 百万ドル	投資顧問業	被所有 間接 75%	投資助言 (注1)	運用受託報酬	5,516,066	未払費用	694,963
	ル・ピー						委託調査費	14,690,960		
									未払費用	988,061
親会社	ザ・ゴール ドマン・ サックス・ グループ・ インク	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	10,712 百万ドル	持株会社	被所有 間接 100%	賞金援助 (注2) 費用の振 替 (注3) 株式報酬	営業外収益 営業外費用	91,458 67,253	一年内返 済予定の 関係会社 長期借入 金	5,000,000
									長期未払 費用	1,038,102

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、関係会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)借入利率は市場金利を勘案して決定しております。当初借入期間は2年であり、担保は差し入れておりません。
- (注3)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

### 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

### 第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

### 兄弟会社等

種類	会社等の名 称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
如人社	ゴールドマ					資金の調			短期貸付 金	19,619,343
親会社 の 子会社	ン・サック ス証券株式 会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業		<sub>員並</sub> の調   達   (注1)	営業外収益	159,666	未収収益	108,479
									未払費用	159,641
親会社 の 子会社	ゴールドマ ン・サック ス・イン ターナショ ナル	英国 ロンドン	598 百万ドル	証券業		費用の振 替 (注2) 資産の保 有等			未払費用	590,016

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)価格その他の取引条件は、グループ会社間の契約に基づき決定しております。
- (注2)価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

### 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### 親会社情報

- ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ホールディングス・エル・エル・シー(未上場)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・
- シー(未上場)

### (1株当たり情報)

第27期 (自 2021年1月 至 2021年12月3		第28期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)		
1株当たり純資産額	2,269,579円81銭	1株当たり純資産額	2,955,389円71銭	
1 株当たり当期純利益金額	611,313円01銭	1 株当たり当期純利益金額	685,961円89銭	
損益計算書上の当期純利益	3,912,403千円	損益計算書上の当期純利益	4,390,156千円	
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,912,403千円	1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	4,390,156千円	
差額	-	差額	-	
期中平均株式数		期中平均株式数		
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株	
なお、潜在株式調整後1株当たいては、新株予約権付社債等潜在を いては、新株予約権付社債等潜在を		同左		

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### 中間財務諸表

### (1) 中間貸借対照表

		第29期 中間会計期間末 (2023年6月30日)
区分	注記番号	金額
資産の部		千円
流動資産		
現金・預金		4,945,252
短期貸付金		12,865,838
支払委託金		12
前払費用		406,887
未収委託者報酬		4,037,800
未収運用受託報酬		1,059,182
未収収益		196,624
その他流動資産		290
流動資産計		23,511,888
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		272,861
無形固定資産計		272,861
投資その他の資産		
投資有価証券		103,790
関係会社株式		7,766,200
長期差入保証金		38,258
<b>操延税金資産</b>		1,242,820
その他の投資等		296,130
投資その他の資産計		9,447,198
固定資産計		9,720,060
資産合計		33,231,948

		第29期 中間会計期間末 (2023年 6 月30日)
区分	注記番号	金額
負債の部		千円
流動負債		
預り金		116,611
未払金		1,862,965
未払費用		2,459,876
未払法人税等		864,912
未払消費税等	* 1	208,035
賞与引当金		955,599
その他流動負債		192,769
流動負債計		6,660,770
固定負債		
関係会社長期借入金		4,000,000
退職給付引当金		642,716
長期未払費用		745,558
固定負債計		5,388,274
負債合計		12,049,045
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		390,000
資本剰余金合計		390,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		20,300,274
利益剰余金合計		20,300,274
株主資本合計		21,180,274
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		2,629
評価・換算差額等合計		2,629
純資産合計		21,182,903
負債・純資産合計		33,231,948

### (2) 中間損益計算書

		第29期 中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
区分	注記番号	金額
		千円
営業収益		
委託者報酬		16,318,524
運用受託報酬		4,688,693
その他営業収益		2,416,697
営業収益計		23,423,915
営業費用及び一般管理費		20,174,533
営業利益		3,249,381
営業外収益	* 1	88,782
営業外費用	* 2	29,457
経常利益		3,308,706
税引前中間純利益		3,308,706
法人税、住民税及び事業税		794,366
法人税等調整額		248,559
中間純利益		2,265,780

	1
項目	第29期 中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式
	移動平均法による原価法によっております。
	(2) その他有価証券
	市場価格のない株式等以外のもの
	時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法
	による原価法)ないし償却原価との評価差額については全部純
	資産直入法によっております。
	貝座且八仏によりでのりよす。
	   市場価格のない株式等
	移動平均法による原価法によっております。
2 . 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産
	無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社
	利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間
	(3年)に基づく定額法によっております。
3 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金
	貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案
	し、回収不能見込額を計上しております。
	(2) 賞与引当金
	賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員
	に対する賞与の支給見込額のうち、当会計期間に帰属する額を
	計上しています。
	   (3) 退職給付引当金
	当社は確定拠出年金制度(DC)とキャッシュ・バランス型の
	年金制度(CB)の2本立てからなる退職年金制度を採用して
	おります。また、当該CBには、一定の利回りを保証してお
	り、これの将来の支払いに備えるため、確定給付型の会計基準
	に準じた会計処理方法により、引当金を計上しております。数
	理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均
	残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按
	分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しており
	ます。過去勤務費用は、各事業年度の発生時における従業員の
	平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法によ
	り按分した額を費用処理しております。
	金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第 46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。
	〒0次VJ カー境に至ノ、貝は午開立で引上してのりより。

項目	第29期 中間会計期間 (自 2023年 1 月 1 日 至 2023年 6 月30日)
4. 収益および費用の計上基準	当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
	(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資 産価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を対象 口座によって年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。当 該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しており ます。また、当社の関係会社から受け取る運用受託報酬は、関 係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月 次で受け取ります。
	(3) その他営業収益 関係会社からの振替収益は、当社の関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、月次で受け取ります。当該報酬は当社が関係会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。
	(4) 成功報酬 成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一 定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォー マンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識さ れます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収 益として認識しております。
5.その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	(1)株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・ サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業 会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」 及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に 関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及 び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間 にわたり人件費(営業費用及び一般管理費)として処理してお ります。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・イン クとの契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の 変動により発生する損益については営業外損益として処理して おります。
	(2)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっておりま す。

### 会計方針の変更

項目	第29期 中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
時価の算定に関する会計基準の適用指針の	「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用
適用	指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。 これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

### 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

項目	第29期 中間会計期間末 (2023年 6 月30日)
* 1 消費税等の取扱い	控除対象の仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負 債に表示しております。

### (中間損益計算書関係)

項目	第29期 中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)	
* 1 営業外収益のうち主要なもの	株式従業員報酬 受取利息	51,212千円 37,570千円
* 2 営業外費用のうち主要なもの	支払利息 為替差損	17,139千円 12,318千円

(リース取引関係)

第29期 中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。

(金融商品関係)

第29期 中間会計期間末 (2023年6月30日)

#### 1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	103,790	103,790	-
資産計	103,790	103,790	-
関係会社長期借入金			
関係会社長期借入金	4,000,000	4,000,000	-
負債計	4,000,000	4,000,000	-

(注1)現金・預金、短期貸付金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

(注2)市場価格のない株式等は次のとおりであり、1.金融商品の時価等に関する事項及び2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表 計上額
関係会社株式	
子会社株式	7,766,200

### 2.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算

定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係

るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	103,790	-	103,790
資産計	-	103,790	-	103,790

#### (2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位:千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期借入金				
関係会社長期借入金	-	4,000,000	-	4,000,000
負債計	-	4,000,000	-	4,000,000

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

## 関係会社長期借入金

関係会社長期借入金については、変動金利により短期間で市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

# (有価証券関係)

第29期 中間会計期間末 (2023年6月30日)

# 1.子会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 7,766,200千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

# 2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託	103,790	100,000	3,790

(デリバティブ取引関係)

第29期 中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

第29期 中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

#### 共通支配下の取引等

企業結合の概要等は注記事項(重要な後発事象)に記載のとおりであります。

(収益認識関係)

第29期 中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1. 収益の分解情報

収益の分解情報は注記事項(セグメント情報等)に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

# (セグメント情報等)

第29期 中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

# [ セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

## [関連情報]

# 1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ ファンド関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	16,318,524	4,688,693	2,416,697	23,423,915

# 2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	その他	合計
20,480,962	2,942,953	23,423,915

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

# (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

## 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

第29期 中間会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

1株当たり純資産額

3,309,828円72銭

1株当たり中間純利益金額

354,028円15銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。

(1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎)

中間損益計算書上の中間純利益

2,265,780千円

1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式に係る中間純利益

2,265,780千円

差 額 - 千円

期中平均株式数

普通株式 6,400株

#### (重要な後発事象)

第29期 中間会計期間(自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)

#### 企業結合等関係

当社は、2023年5月29日開催の当社取締役会において、NNインベストメント・パートナーズ株式会社の全株式を取得することについて決議し、2023年5月30日付で株式譲渡契約を締結、2023年6月1日に株式を取得いたしました。

また、当社は、2023年3月29日開催の当社取締役会において、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。本合併契約に基づき、当社とNNインベストメント・パートナーズ株式会社は、2023年7月1日付で合併いたしました。

#### 1.企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称: NNインベストメント・パートナーズ株式会社

事業の名称: 投資運用業、投資助言・代理業等

#### (2)企業結合を行った主な理由

2022年4月にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクがNNグループN.V.よりNNインベストメント・パートナーズを買収し、日本拠点であるNNインベストメント・パートナーズ株式会社を当社に統合することを決定したことによるものであります。

#### (3) 結合後企業の名称

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

#### (4) 企業結合日及び企業結合の法的形式

2023年6月1日:株式取得

2023年7月1日: 当社を存続会社、NNインベストメント・パートナーズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

#### (5) 取得した議決権比率

100%

## (6) 取得した株式の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 7,766,200千円

取得原価 7,766,200千円

# 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

# 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。委託会社は、2023年7月1日にNNインベストメント・パートナーズ株式会社と合併しました。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

# 第2【その他の関係法人の概況】

# 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

# (1)投資顧問会社

名称	資本金の額 (2022年12月末現在)	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAM ニューヨーク)	129百万米ドル (17,118百万円 1米ドル=132.70円)	米国において、内外の有価証券等に 係る投資顧問業務およびその他付帯 関連する一切の業務を営んでいま す。

# (2) 受託銀行

名称	資本金の額 (2023年3月末日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むととも に、金融機関の信託業務の兼営等に 関する法律(兼営法)に基づき信託 業務を営んでいます。

名称	資本金の額 (2023年3月末日現在)	事業の内容
アイザワ証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融
あかつき証券株式会社	3,067百万円	商品取引業を中心としたサービスを
池田泉州TT証券株式会社	1,250百万円	提供しています。
	13,500百万円	
auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社SBI証券	48,323百万円	
岡三証券株式会社 	5,000百万円	
D K B 証券株式会社 <sup>(注 2 )</sup>	1,500百万円	
九州FG証券株式会社	3,000百万円	
京銀証券株式会社	3,000百万円	
ぶんぎん証券株式会社	3,000百万円	
 大和コネクト証券株式会社 <sup>(注2)</sup>	7,500百万円	
四国アライアンス証券株式会社	3,000百万円	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
七十七証券株式会社	3,000百万円	
十六TT証券株式会社	3,000百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
立花証券株式会社	6,695百万円	
C H E E R 証券株式会社 <sup>(注 2 )</sup>	100百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
とうほう証券株式会社	3,000百万円	
東洋証券株式会社	13,494百万円	
西日本シティTT証券株式会社	3,000百万円	
日産証券株式会社	1,500百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	

		有 <b>仙証券届出書(内国投</b>
ひろぎん証券株式会社	5,000百万円	
フィデリティ証券株式会社	12,657百万円 <sup>(注3)</sup>	
PayPay証券株式会社	10,224百万円	
ほくほくTT証券株式会社	1,250百万円	
北洋証券株式会社	3,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
丸八証券株式会社	3,751百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券	40,500百万円	
株式会社		
水戸証券株式会社	12,272百万円	
LINE証券株式会社 <sup>(注1)(注2)</sup>	100百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
三井住友信託銀行株式会社 (注1)	342,037百万円	信託業および銀行業を中心とした
みずほ信託銀行株式会社 <sup>(注1)</sup>	247,369百万円	サービスを提供しています。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	
株式会社SMBC信託銀行	87,550百万円	
株式会社みずほ銀行	1,404,065百万円	銀行業を中心としたサービスを提供
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	しています。
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
株式会社北都銀行	12,500百万円	
株式会社荘内銀行	8,500百万円	
株式会社栃木銀行 (注2)	27,408百万円	
株式会社群馬銀行	48,652百万円	
株式会社千葉銀行	145,069百万円	
株式会社千葉興業銀行 (注2)	62,120百万円	
株式会社北陸銀行 <sup>(注2)</sup>	140,409百万円	
株式会社静岡銀行	90,845百万円	
株式会社清水銀行	10,816百万円	
株式会社愛知銀行	18,000百万円	
株式会社中京銀行	31,879百万円	
株式会社大垣共立銀行 (注2)	46,773百万円	
株式会社十六銀行	36,839百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社滋賀銀行 <sup>(注2)</sup>	33,076百万円	
株式会社京都銀行	42,103百万円	
株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	
株式会社中国銀行	15,149百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社もみじ銀行	10,000百万円	
		, '

株式会社山口銀行	10,005百万円	
株式会社北九州銀行	10,000百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
株式会社熊本銀行	10,000百万円	
株式会社宮崎銀行	14,697百万円	
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	
PayPay銀行株式会社	72,216百万円	
株式会社東京スター銀行	26,000百万円	
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	
信金中央金庫 (注2)	690,998百万円 <sup>(注4)</sup>	信用金庫の中央金融機関として、信 用金庫の業務を中心としたサービス を提供しています。

- (注1)新規のお申込みのお取扱いは行いません。
- (注2) Bコースのみのお取扱いとなります。
- (注3)2023年5月26日現在
- (注4)出資の総額

## 2【関係業務の概要】

#### (1) 投資顧問会社

本ファンドの投資顧問会社として、委託会社より株式 (その指数先物を含みます。)の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

#### (2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指 図・連絡等を行います。

#### (3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

## 3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

投資顧問会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

#### (3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

# 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用すること、本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することおよびキャッチフレーズを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
  - ・ 投資信託説明書(交付目論見書)または投資信託説明書(請求目論見書)である旨
  - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
  - · 金融商品取引業者登録番号
  - 目論見書の使用開始日
  - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意 向を確認する旨
  - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - 請求目論見書の閲覧、請求に関する事項
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
- (3)請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
- (4)目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (5)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

2023年3月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 和 田 渉

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 西郷 篤

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの 第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の 注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実 施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどう かとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象 を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月31日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和 田 涉 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 郷 篤 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているnetWIN GSテクノロジー株式ファンド Aコース(為替ヘッジあり)の2023年5月31日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、netWIN GSテクノロジー株式ファンド Aコース(為替ヘッジあり)の2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、 また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、 公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2024年1月31日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和 田 涉 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西 郷 篤 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているnetWIN GSテクノロジー株式ファンド Bコース(為替ヘッジなし)の2023年5月31日から2023年11月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、netWIN GSテクノロジー株式ファンド Bコース(為替ヘッジなし)の2023年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、 また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、 公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年9月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

# PWCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

涉 公認会計士 和 田

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 西 郷 篤

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの 第29期事業年度の中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対 照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し て、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の2023年 6 月30日現在の財政状態及び同日をもって終了 する中間会計期間(2023年1月1日から2023年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認め る。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の 基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が 国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果た している。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成 し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な 情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかど うかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を 開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者 の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中 間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集 計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専 門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見 表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省 略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手 続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連 する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1)上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。